

# **長崎県大規模小売店舗立地法届出の手引き 【九州各県統一様式版】**

**長崎県産業労働部経営支援課**

## 〈目 次〉

第1部 届出の手続について	
1. 大規模小売店舗立地法の概要	3
2. 事前相談	3
3. 新設の届出	4
4. 変更の届出	4
5. 説明会の開催	5
6. 県の意見・勧告	6
7. 廃止、承継	6
8. 長崎県の手続の基本的な流れ	7
別添1. 大規模小売店舗立地法に係る届出一覧	8
別添2. 添付図面一覧	12
別添3. 新設に係る記入項目一覧	14
別添4. 変更に係る記入項目一覧	15
別添5. 用語の解説	16
別添6. 提出先、届出様式のダウンロード	19
第2部 出店計画概要書の記載について	
1. 出店計画概要書の記載について	23
2. 記載例	24
第3部 関係様式	
大規模小売店舗立地法に係る届出様式一覧	57
1. 立地法施行規則様式	
①様式第1 (大規模小売店舗届出書)	58
②様式第2 (変更届出書)	61
③様式第3 (変更届出書)	62
④様式第4 (大規模小売店舗廃止届出書)	63
⑤様式第5 (届出事項変更届出書)	64
⑥様式第6 (届出事項変更届出書)	65
⑦様式第7 (承継届出書)	66
⑧様式第8 (大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出)	67
2. 県運用手続要綱様式	
①第1号様式 (軽微変更申出書)	68
②第2号様式 (取下げ書)	69
③第3号様式 (掲示による説明会申出書)	70
④第4号様式 (説明会開催不能申出書)	71
⑤第5号様式 (説明会等実施状況報告書)	72
⑥第6号様式 (法第8条第1項による意見書:市町村)	75
⑦第7号様式 (法第8条第2項による意見書:住民等)	76
⑧第8号様式 (届出事項を変更しない旨の通知書:県意見)	77
⑨第9号様式 (届出事項を変更しない旨の通知書:県勧告)	78
第4部 関係法令等	
1. 大規模小売店舗立地法	81
2. 大規模小売店舗立地法の施行期日を定める政令	88
3. 大規模小売店舗立地法施行令	88
4. 大規模小売店舗立地法施行規則	89
5. 長崎県大規模小売店舗立地法運用手続要綱	92
6. 長崎県大規模小売店舗立地法事務手続要領	96
第5部 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき指針	99

# 第1部 届出の手続について

1. 大規模小売店舗立地法の概要	3
2. 事前相談	3
3. 新設の届出	4
4. 変更の届出	4
5. 説明会の開催	5
6. 県の意見・勧告	6
7. 廃止、承継	6
8. 長崎県の手続の基本的な流れ	7
別添1. 大規模小売店舗立地法に係る届出一覧	8
別添2. 添付図面一覧	12
別添3. 新設に係る記入項目一覧	14
別添4. 変更に係る記入項目一覧	15
別添5. 用語の解説	16
別添6. 提出先、届出様式のダウンロード	19



# **長崎県大規模小売店舗立地法届出の手引き 【九州各県統一様式版】**

**長崎県産業労働部経営支援課**

## 〈目 次〉

第1部 届出の手続について	
1. 大規模小売店舗立地法の概要	3
2. 事前相談	3
3. 新設の届出	4
4. 変更の届出	4
5. 説明会の開催	5
6. 県の意見・勧告	6
7. 廃止、承継	6
8. 長崎県の手続の基本的な流れ	7
別添1. 大規模小売店舗立地法に係る届出一覧	8
別添2. 添付図面一覧	12
別添3. 新設に係る記入項目一覧	14
別添4. 変更に係る記入項目一覧	15
別添5. 用語の解説	16
別添6. 提出先、届出様式のダウンロード	19
第2部 出店計画概要書の記載について	
1. 出店計画概要書の記載について	23
2. 記載例	24
第3部 関係様式	
大規模小売店舗立地法に係る届出様式一覧	57
1. 立地法施行規則様式	
①様式第1 (大規模小売店舗届出書)	58
②様式第2 (変更届出書)	61
③様式第3 (変更届出書)	62
④様式第4 (大規模小売店舗廃止届出書)	63
⑤様式第5 (届出事項変更届出書)	64
⑥様式第6 (届出事項変更届出書)	65
⑦様式第7 (承継届出書)	66
⑧様式第8 (大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出)	67
2. 県運用手続要綱様式	
①第1号様式 (軽微変更申出書)	68
②第2号様式 (取下げ書)	69
③第3号様式 (掲示による説明会申出書)	70
④第4号様式 (説明会開催不能申出書)	71
⑤第5号様式 (説明会等実施状況報告書)	72
⑥第6号様式 (法第8条第1項による意見書:市町村)	75
⑦第7号様式 (法第8条第2項による意見書:住民等)	76
⑧第8号様式 (届出事項を変更しない旨の通知書:県意見)	77
⑨第9号様式 (届出事項を変更しない旨の通知書:県勧告)	78
第4部 関係法令等	
1. 大規模小売店舗立地法	81
2. 大規模小売店舗立地法の施行期日を定める政令	88
3. 大規模小売店舗立地法施行令	88
4. 大規模小売店舗立地法施行規則	89
5. 長崎県大規模小売店舗立地法運用手続要綱	92
6. 長崎県大規模小売店舗立地法事務手続要領	96
第5部 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき指針	99

## 1. 大規模小売店舗立地法の概要

### (1) 大規模小売店舗立地法制定の目的

大規模小売店舗は、多数の顧客を集め、大量の商品等の流通の要となる施設であり、また、生活利便施設として生活空間から一定の範囲内に立地するという特性を有することに着目し、その立地が、周辺の地域の生活環境を保持しつつ適正に行われることを確保するための手続を定めようとするものです。

### (2) 大規模小売店舗立地法の対象となる建物

一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が1,000m<sup>2</sup>を超えるものです。

### (3) 大規模小売店舗立地法の届出者

大規模小売店舗立地法の届出は、大規模小売店舗を設置する者が届出を行います。

建物が区分所有されている場合であっても、当該建物における店舗面積が1,000m<sup>2</sup>を超えるときは、各区分所有者はそれぞれ届出を行わなければなりません。なお、小売店舗を有しない者は届出の必要はありません。

### (4) 届出が必要となる場合

以下の場合には大規模小売店舗立地法により届出が必要となります。

- ①大規模小売店舗を新設（建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより大規模小売店舗となる場合を含む。）する場合
- ②届出事項に変更がある場合
- ③県の意見が述べられた場合
- ④県の勧告を受けた場合
- ⑤大規模小売店舗を承継した場合
- ⑥大規模小売店舗立地法の施行時に既に大規模小売店舗であった店舗が、最初に行う変更の場合

## 2. 事前相談

### (1) 相談の目的

大規模小売店舗の届出にあたり、店舗概要や立地に伴う環境への影響等の添付書類の作成、及び関係部署との環境影響評価方法等の相談、並びに届出から開店までの手続が円滑に行なわれるよう事前相談を行います。

### (2) 事前相談を行う事項

事前相談は、以下の届出の場合に行うものとします。

- ①大規模小売店舗を新設する場合（法第5条第1項の届出）
- ②施設等に関する届出事項の変更の場合（法第6条第2項の届出）
- ③法の施行前に大規模小売店舗であったものが施設等に関する変更を行う場合  
(法附則第5条第1項の届出)

### (3) 事前相談の方法

- ①出店計画概要書（法、施行規則に基づく添付書類）

出店内容を把握するため、出店計画概要書を提出していただきます。

（第2部に記載例を載せています。）

出店計画概要書の作成にあたって記入方法や騒音等の予測方法等何か疑問がありましたら、その都度ご相談ください。

- ②提出部数 2部

- ③相談先 長崎県経営支援課

### 3. 新設の届出

開発行為及び農地転用の手続が必要な場合は、許可される見通しが立った時点で、大規模小売店舗立地法の届出を行うようお願いします。

#### (1) 届出の時期

店舗を新設する日の8ヶ月前まで

#### (2) 届出先

長崎県経営支援課

#### (3) 届出部数 12部

### 4. 変更の届出

#### (1) 届出が必要な変更と届出時期

届出が必要な事項	届出時期
①大規模小売店舗の名称及び所在地の変更	変更後遅滞なく 変更8月前に提出
②大規模小売店舗設置者及び小売業者の氏名・住所・代表者等の変更	
③大規模小売店舗を新設する日の繰り上げ	
④大規模小売店舗内の店舗面積の合計を、基準面積の1割又は1,000 m <sup>2</sup> のいずれか小さい面積を超えて増加させる場合	
⑤駐車場の位置の変更又は収容台数の減	
⑥駐輪場の位置の変更又は収容台数の減	
⑦荷さばき施設の位置の変更又は面積の減	
⑧廃棄物保管施設の位置の変更又は容量の減	
⑨小売業を行う者の開店時刻の繰上又は閉店時刻の繰下	
⑩来客が駐車場を利用する時間帯の変更	
⑪駐車場の出入口の数又は位置の変更	
⑫荷さばき施設の荷さばきを行うことができる時間帯の変更	

提出部数 12部 (①②については7部)

#### (2) 法が施行された時に既に大規模小売店舗であった店舗が最初に行う変更と届出時期

届出が必要な事項	届出時期
①大規模小売店舗の名称及び所在地の変更	③～⑪の変更届出時に同時提出
②大規模小売店舗設置者及び小売業者の氏名・住所・代表者等の変更	③～⑪の変更届出時に同時提出
③大規模小売店舗内の店舗面積の合計を、増加又は減少させる場合。(減少後の大型店の店舗面積が1,000 m <sup>2</sup> 超となるとき)	変更8月前に提出
④駐車場の位置の変更又は収容台数の増減	

⑤駐輪場の位置の変更又は収容台数の増減	変更前に提出
⑥荷さばき施設の位置の変更又は面積の増減	
⑦廃棄物保管施設の位置の変更又は容量の増減	
⑧小売業を行う者の開店・閉店時刻の繰上又は繰下	
⑨来客が駐車場を利用する時間帯の変更	
⑩駐車場の出入口の数又は位置の変更	
⑪荷さばき施設の荷さばきを行うことができる時間の変更	

但し、変更しない事項についても最初の変更事項の届出時に提出します。

提出部数 12部

### (3) 軽微な変更

店舗に附属する施設の位置の変更であって、店舗の周辺の生活環境に与える影響が変更前に比べ変化がないと県が認める施設の位置の変更については、施行規則第8条により届出後8月間を待たずに変更することができます。

軽微変更の適用を受けたい場合は、「軽微変更申出書」(要綱第1号様式)を3部提出してください。

### (4) 届出の必要がない変更

- ①一時的な変更
- ②大規模小売店舗の店舗面積を新設する日の繰り下げ
- ③大規模小売店舗の店舗面積の合計を減少させるもの
- ④大規模小売店舗内の店舗面積の合計を、基準面積の1割又は1,000m<sup>2</sup>のいずれか小さい面積を加えた面積を超えないもの
- ⑤駐車場又は駐輪場の収容台数を増加させるもの
- ⑥荷さばき施設の面積を増加させるもの
- ⑦廃棄物等の保管施設の容量を増加させるもの
- ⑧開店時刻の繰り下げ又は閉店時刻の繰り上げ

※但し、法が施行された時に既に大規模小売店舗であった店舗は、③から⑧についても届出が必要です。

## 5. 説明会の開催

### (1) 説明会の対象と場所

説明会の対象として立地店舗の所在地の周辺地域に居住する住民等を想定しているので、立地店舗の周辺地域における所要の人数を収容できる施設で、原則として当該店舗から半径1km以内にある公共施設において説明会を開催してください。

### (2) 説明会の開催回数

地元説明会は、1回を原則とします。

ただし、立地予定地周辺環境の状況から周辺住民等に参加の機会を充分与える必要があると判断する場合には、3回を上限として県が回数を指定します。

### (3) 説明会の開催方法の公告

①時期 説明会開催日の1週間前までに行って下さい。

#### ②方法

- 一 出店地の市町の範囲に対し、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載又は折り込み広告による公告
- 二 その他確実に周知できる方法

#### ③出店地から半径1km以内に他の市町が含まれる場合

上記の方法により隣接する市町にも公告を行ってください。

#### (4) 説明会を掲示で行う場合

店舗面積、施設の配置又は施設の運営に関する事項に関する変更の場合であって、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないと想定される場合、届出内容の概要を掲示することに代えることができます。

- ①提出部数 当該届出の日までに「掲示による説明会申出書」(要綱第3号様式)を3部提出してください。
- ②掲示方法 この場合説明会開催者は、大規模小売店舗が立地する敷地内の見やすい場所に、届出事項及び添付書類の要旨を縦覧期間の終了の日まで掲示してください。また、インターネットを利用した掲示も行ってください。
- ③掲示状況報告 掲示による説明会を実施した場合は、速やかに説明会等実施状況報告書(要綱第5号様式)を3部提出してください。

#### (5) 説明会が開催できない場合

説明会開催者の責めに帰することができない理由により説明会を開催できないと判断した場合は、必要な手続をとることにより説明会を開催したものとみなすことができます。

##### ①説明会が開催できない場合

次に掲げる事由であって県が認めるものです。

- 一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。
- 二 説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できること。

##### ②県の認定

「説明会開催不能申出書」(要綱第4号様式)を提出してください。

##### ③説明会開催不能の場合の届出内容の周知

- 一 時事に関する事項を掲載する日刊紙への掲載又は折り込み広告
- 二 その他必要と認める方法

#### (6) 説明会開催状況報告

届出者は、説明会終了後遅滞なく「説明会等実施状況報告書」(要綱第5号様式)を3部提出してください。

### 6. 県の意見・勧告

#### (1) 県の意見に対する届出

県から意見があった場合、届出者は、県から述べられた意見を踏まえた「届出事項変更届出書」(規則様式第5)を12部又は「届出事項を変更しない旨の通知書」(要綱第8号様式)を2部提出してください。

#### (2) 県の勧告に対する届出

県から勧告があった場合、届出者は、県の勧告を踏まえた「届出事項変更届出書」(規則様式第6)を12部又は「届出事項を変更しない旨の通知書」(要綱第9号様式)を2部提出してください。

### 7. 廃止・承継

#### (1) 廃止の手続

大規模小売店舗の店舗面積の合計を1,000m<sup>2</sup>以下(廃止を含む)とするときは、建物設置者は「大規模小売店舗廃止届書」(規則様式第4)を3部提出してください。

#### (2) 承継の手続

大規模小売店舗の新設等の届出をした者から、当該店舗を譲り受けた者は、「承継届出書」(規則様式第7)を3部提出してください。

大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の事実を証する書類を添付してください。

## 8. 長崎県の手続の基本的な流れ



(注) ◆法に定めてある事項  
◇運用手続要綱に定めてある事項

## 別添1. 大規模小売店舗立地法に係る届出一覧

○大型店(1,000m<sup>2</sup>超の店舗)の新設[床面積変更、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途の変更により大型店となる場合も含む]

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・大型店の新設をしようとするとき	法第5条1項	○	○	○	○

### ○届出事項の変更

○以下は、 上段:大規模小売店舗立地法の届出(5条1項、附則5条1項)を行ったことがある大型店が届出事項を 変更しようとするとき 下段:既存店(大店立地法の届出を行ったことがない大型店)が法第5条1項4~6号の事項を変更しよう とするとき
---

#### 〈大型店の名称の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・名称を変更したとき	法第6条1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—

#### 〈大型店の所在地の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・番地変更等により所在地を変更したとき	法第6条1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—

#### 〈建物設置者の名称の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・建物の売買・譲渡等により所有者を変更したとき	法第11条3項	×	×	×	×
	—	—	—	—	—
・商号を変更したとき	法第6条1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—
・会社合併・分割により商号を変更したとき	法第11条3項	×	×	×	×
	—	—	—	—	—
・相続等により所有者を変更したとき	法第11条3項	×	×	×	×
	—	—	—	—	—
・結婚等により所有者が姓を変更したとき	法第6条1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—

〈建物設置者の所在地の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・所在地を変更したとき	法第6条1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—
・会社合併・分割により所在地を変更したとき	法第11条3項	×	×	×	×
	—	—	—	—	—
・相続等による所有者の変更に伴い所在地を変更したとき	法第11条3項	×	×	×	×
	—	—	—	—	—
・建物の売買・譲渡等により所有者が変更し、それに伴い所在地を変更したとき	法第11条3項	×	×	×	×
	—	—	—	—	—

〈小売業者の名称・住所の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・テナント入れ替えにより小売業者が変更になったとき	法第6条1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—
・一時的に空き店舗になっていた大型店に、新たなテナントが入居したとき(ただし、途中小売業以外のテナントが入居していないことが条件)	法第6条1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—
・小売業者の名称(商号等)を変更したとき	法第6条1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—
・小売業者の住所が変更になったとき	法第6条1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—

〈建物設置者、小売業者の代表者名の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・代表者を変更したとき	法第6条1項	×	×	○	×
	—	—	—	—	—

〈大型店を新設する日の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・新設する日を繰り上げるとき(ただし、都道府県が「意見なし」とした場合を除きます)	法第6条2項	○	○※	○	○
	—	—	—	—	—

※都道府県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈店舗面積の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・大型店の店舗面積の増加分が、届出済面積の0.1倍、若しくは1,000m <sup>2</sup> を超えるとき(ただし、既存店について、店舗面積の増加分が届出済み面積の0.1倍、若しくは1,000m <sup>2</sup> 以下の場合でも届出が必要です)	法第6条2項	○	○※2	○	○
	法附則第5条1項	○	○※2	○	○
・店舗面積の減少であって、減少後の大型店の店舗面積が1,000m <sup>2</sup> 超となるとき	—	—	—	—	—
	法附則第5条1項	○※1	○※2	○	○
・店舗面積の減少であって、減少後の大型店の店舗面積が1,000m <sup>2</sup> 以下となるとき	法第6条5項	×	×	×	×
	法第6条5項	×	×	×	×

※1都道府県が認めれば、ただちに実施できます。

※2都道府県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈付属施設の位置の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・現在の駐車場と離れた場所に駐車場を設置するとき ※1	法第6条2項	○※2	○※3	○	○
	法附則第5条1項	○※2	○※3	○	○
・現在の駐輪場と離れた場所に駐輪場を設置するとき	法第6条2項	○※2	○※3	○	○
	法附則第5条1項	○※2	○※3	○	○
・現在の荷さばき施設と全く異なる場所に荷さばき施設を設置するとき	法第6条2項	○※2	○※3	○	○
	法附則第5条1項	○※2	○※3	○	○
・現在の廃棄物等保管施設と全く異なる場所に廃棄物等保管施設を設置するとき	法第6条2項	○※2	○※3	○	○
	法附則第5条1項	○※2	○※3	○	○

※1現在の駐車場を、そのまま立体化する場合や拡幅する場合は除きます。

※2都道府県が認めれば、ただちに実施できます。

※3都道府県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈駐車場、駐輪場の収容台数の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・収容台数を減少させるとき（借り上げ駐車場等の解約による減少も含みます。）	法第6条2項	○	○※	○	○
	法附則第5条1項	○	○※	○	○
・飲食店等の併設施設と、小売店舗が駐車（輪）場を共用しており、施設全体の駐車（輪）場の収容台数を変更せずに、それらの併設施設を増設するとき（小売店舗来客者のための駐車（輪）場収容台数が減少する場合が該当）	法第6条2項	○	○※	○	○
	法附則第5条1項	○	○※	○	○
・収容台数を増加させるとき	—	—	—	—	—
	法附則第5条1項	○	○※	○	○

※都道府県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈荷さばき施設の面積の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・面積を減少させるとき	法第6条2項	○	○※	○	○
	法附則第5条1項	○	○※	○	○
・面積を増加させるとき	—	—	—	—	—
	法附則第5条1項	○	○※	○	○

※都道府県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈廃棄物等保管施設の容量の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・容量を減少させるとき	法第6条2項	○	○※	○	○
	法附則第5条1項	○	○※	○	○
・容量を増加させるとき	—	—	—	—	—
	法附則第5条1項	○	○※	○	○

※都道府県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈開店時刻の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・開店時刻を繰り上げるとき(既存店については繰り下げる場合も必要です)	法第6条2項	×	○※	○	○
	法附則第5条1項	×	○※	○	○
・閉店時刻を繰り下げるとき(既存店については繰り上げる場合も必要です)	法第6条2項	×	○※	○	○
	法附則第5条1項	×	○※	○	○

※都道府県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈来店者が駐車場を利用することのできる時間帯の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・利用可能な時間帯を変更するとき(店舗への来客者の利用可能な時間帯が変更となる場合に限ります。)	法第6条2項	×	○※	○	○
	法附則第5条1項	×	○※	○	○

※都道府県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈駐車場出入口の数の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・数を変更するとき	法第6条2項	×	○※	○	○
	法附則第5条1項	×	○※	○	○

※都道府県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈駐車場出入口の位置の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・位置を変更するとき	法第6条2項	×	○※	○	○
	法附則第5条1項	×	○※	○	○

※都道府県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈荷さばき可能時間帯の変更〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・時間帯を変更するとき	法第6条2項	×	○※	○	○
	法附則第5条1項	×	○※	○	○

※都道府県が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈大型店の廃止〉

	届出	8月制限	説明会	地元意見	都道府県意見
・大型店を廃止するとき(1,000m <sup>2</sup> 以下にするときを含みます)	法第6条5項	×	×	×	×
	法第6条5項	×	×	×	×

## 別添2. 添付図面一覧

- 届出書・添付書類に添付する図面については、以下のように可能な限りまとめて記載することができます。
- ただし、1つの図面にまとめることが困難な場合には、別葉の図面としても結構です。
- 図面には必ず縮尺・方位を明記してください。(2枚以上に図面を分けた場合には縮尺を統一してください。)

提出図面の種類	記載項目等	併用図面
1 建物位置図 (縮尺: 1/ 25,000 以上)	①建物の位置及び周辺の幹線道路等の状況	
2 建物配置図 (縮尺: 1/ 500以上)	①店舗部分の明示	
3 各階平面図 (縮尺: 1/ 500以上)	①店舗部分の明示 ②店舗以外の主な部分の名称記載	
4 駐車場配置図 (縮尺: 1/ 200~500)	①駐車場の位置を明示 (複数の駐車場がある場合には、番号を記載して区別すること)	2、 3
5 駐車場出入口の位置	①駐車場の出入口の位置を明示 (複数の出入口がある場合には、番号を記載して区別すること)	4
6 駐輪場配置図 (縮尺: 1/ 200~500)	①駐輪場の位置を明示 (複数の駐輪場がある場合には、番号を記載して区別すること)	2、 3
7 交通量予測等の結果 (周辺見取図)	①開店後の周辺道路の交通量予測結果 (予測交差点を図示) ②上記予測に必要な場合現状の平日・日曜それぞれの交通量調査結果 (調査交差点を図示)	2、 19
8 来客自動車の案内経路を表示した図面 (周辺見取図)	①来客自動車の案内経路の表示(入場・出場両方を記載) →経路案内表示 (看板等) の設置場所／交通整理員の配置	2、 19
9 荷さばき施設の位置を示す配置図	①荷さばき施設の位置を明示	2
10 廃棄物等保管施設の配置図	①廃棄物等保管施設の位置を明示	2
11 騒音発生源となる設備の配置図	①冷却塔、冷暖房設備の室外機、送風機の位置を明示	2
12 騒音対策となる施設の配置図	①遮音壁の位置を明示し、その高さ (単位: m) を記載	2
13 周辺見取図 (縮尺: 1/ 2500以上)	隣接地の用途現況及び街づくりの計画等の範囲がわかる図面	32
14 経路に関する図面 (縮尺: 1/5,000 ~10,000)	①敷地周辺 (出店地から半径 1 km程度) の道路の状況→道路幅員／交通規制／歩道の有無／横断歩道・歩道橋の位置現況／歩道・車道が明確に区分されていない通学路の有無と位置／バス路線の有無と位置／徒歩による買物客の経路 ②自動車の案内経路の表示 (入場・出場両方を記載) →小売店舗以外の複合施設の利用者の案内経路／搬出入車両の運行経路 ③敷地周辺の一般買物客の通行経路 ④廃棄物運搬車両の運行予定経路	13
15 駐車場配置図 (縮尺: 1/ 200~500)	①複数ある場合は番号を記載して区別すること ②駐車区画の配置 (寸法入り) ③駐車場内外の自動車の通路、幅員 ④駐車場の出入口が接する道路の位置、幅員 (複数の出入口がある場合には、番号を記載して区別すること) ⑤駐車場から店舗の入口までの歩行者経路 ⑥交通整理員の位置・駐車待ちスペースの位置及び入出庫の発券ブースの位置 (設ける予定のある場合のみ)	4
16 駐車場平面図	①間取り・駐車区画等の寸法 ②駐車場内外の自動車の通路・幅員 ③駐車場から店舗の入口までの歩行者用通路 (歩道)	4

提出図面の種類	記載項目等	併用図面
17 駐輪場配置図 (縮尺：1/200～500)	①駐輪場の配置 ②駐輪場出入口 ③駐輪区画の配置（寸法入り） ④駐輪場への自転車の経路 ⑤駐輪場案内表示の位置	6
18 歩行者通路図面	①敷地内の歩行者通路（ここでいう歩行者通路とは、一般の歩行者が敷地内を横断するときの通路又は立地による付替通路のことである。）	2
19 荷さばき施設の平面図	①アラートホームの広さ、搬出入車両待機スペースの大きさ ②想定される車の大きさと同時作業可能な台数	9
20 搬出入車両等の駐車に関する配置図	①搬出入車両の駐車スペース ②搬出入待ちの車両の駐車スペース ③バス、タクシー駐車スペース	2
21 搬出入車両の出入り口等の配置図	①荷さばき施設の出入口の位置 ②出入口が接する道路の位置、幅員 ③出入口付近の建物現況（住宅、学校、病院等）	2、13
22 騒音発生源となる施設設備の配置図	①各施設設備の配置、寸法 →給排気口、拡声器、駐車場、荷さばき施設、廃棄物保管場所等の位置	11
23 騒音予測に関する図面	(1)騒音予測地点の明示	2
	(2)遮音壁等の立面図→騒音予測に必要な高さ等がわかる図面	
	(3)建物構造がわかる図面【騒音発生源を屋内に設置する場合に添付】 ①当該建物の壁面等の材質構造がわかる図面 ②当該騒音発生源と当該建物の壁面の距離・位置がわかる図面	
24 騒音対策となる施設の配置図等	①緑地帯等の防音施設の配置（寸法入）	11
25 廃棄物保管施設の平面図	①廃棄物の保管施設の寸法、高さ、構造等 ②リサイクル品のストックヤードの寸法、高さ、構造等	10
26 廃棄物保管施設の配置図	①各施設設備付近（半径1km以内）の建物現況（住宅、学校、病院等）	14
27 廃棄物運搬車両運行経路	①敷地内における運行経路	2
28 廃棄物処理施設の配置図（食品加工場等）	①廃棄物処理施設、食品加工場等の位置 (敷地内処理を行う場合又は食品加工場がある場合)	2
29 敷地内緑地計画	①敷地内植栽等の位置	2
30 夜間照明等の配置図	①敷地内に設置予定の夜間照明等の配置・照明の方向の図示	2
31 屋外照明灯・広告照明灯	①屋外照明灯、広告塔照明灯の位置	2
32 用途地域指定図 (縮尺：1/5000)	敷地及び周辺の用途指定がわかる図面	
33 建物完成予想図	建物外観が分かる図面（可能であれば着色）	

### 別添3. 新設に係る記入項目一覧

項目の内容	
設置者・建物等の概要	出店の趣旨
	大規模小売店舗設置者の連絡先等
	登記事項証明書又は住民票の写し
	小売業者一覧
	建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
	計画地の概要
	計画地周辺の概要
	建築着工予定年月日及び完成予定年月日（該当部分の工事について記載）
	建物の構造及び規模
	その他の施設計画と各施設面積
駐車需要の充足等	開店若しくは施設変更等の届出時に対応策の前提として調査・予測した結果と大きく乖離があり、対応が著しく不十分である場合の追加的対応方針
	必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
	駐車場の構造、収容台数、面積及び敷地の状況（小売店舗、併設施設等を含む全体の収容台数）
	駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
	来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法（周辺見取図に案内経路を記載）
	駐輪場の計画（原動機付き自転車を含む）
	自動二輪車駐車場の計画
	荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
	その他の施設の配置及び運営方法に関する計画
	交通量予測の変化等
騒音の発生に係る事項	遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面
	冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面
	平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
	夜間ににおいて大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測結果及びその算出根拠
	荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策の概要
	BGM等の営業宣伝活動の予定
	冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機等の規模・能力・騒音レベル等
	駐車場の施設構造と騒音対策の概要
	廃棄物収集作業にかかる騒音対策の概要
	必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠
廃棄物に係る事項等	保管場所の位置・構造等
	廃棄物減量化及びリサイクルについての計画
	廃棄物等の運搬・処理計画
	景観法に基づく景観計画若しくは景観地区、地区計画若しくは風致地区が定められている地区又は建築協定若しくは景観協定が締結されている地区
街並みづくり等への配慮等	景観への配慮
	商店街のアーケードの整備等の街並みづくり等への配慮事項
	まちづくりへの対応方針
	敷地内の緑化計画
	屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策
	防災への協力
	防犯対策への協力

#### 別添4. 変更に係る記入項目一覧（附則第5条による変更を除く）

○：必ず記入（添付） △：必要に応じて記入（添付）

項目の内容		店舗面積の増加	駐車場収容台数の変更	駐輪場収容台数の変更	荷さばき施設の位置の変更	荷物の搬出量の変更	廃棄物の保管量の変更	開閉時間帯の変更	駐車場の位置の変更	駐車場の利用可能時間帯の変更	荷さばき可能な時間帯の変更
設置者・建物等の概要	出店の趣旨	○									
	大規模小売店舗設置者の連絡先等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	登記事項証明書又は住民票の写し										
	小売業者一覧	○									
	建物の位置及びその建物内の中売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面	○	○	○	○	○					
	計画地の概要	○									
	計画地周辺の概要	○									
	建築着工予定年月日及び完成予定年月日（該当部分の工事について記載）	○	○	○	○	○				○	
	建物の構造及び規模	○									
	その他の施設計画と各施設面積										
駐車需要の充足等	開店若しくは施設変更等の届出時に対応策の前提として調査・予測した結果と大きく乖離があり、対応が著しく不十分である場合の追加的対応方針	○	○		○	○	△	△	○	△	
	必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠	○	○								
	駐車場の構造、収容台数、面積及び敷地の状況（小売店舗、併設施設等を含む全体の収容台数）	○	○								
	駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項	○	○							○	
	来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法（周辺見取図に案内経路を記載）	○	○							○	
	駐輪場の計画（原動機付き自転車を含む）	○		○							
	自動二輪車駐車場の計画	○	○								
	荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯	○			○					○	
	その他の施設の配置及び運営方法に関する計画	○	○							○	
	交通量予測の変化等	○	○							○	
騒音の発生に係る事項	遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面	○						△	△		△
	冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面	○						△	△		△
	平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠	○	○		△	△	△	△	△	△	△
	夜間に大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測結果及びその算出根拠	○	○		△	△	△	△	△	△	△
	騒音の予測と騒音対策	荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策の概要	○		○		△	△			△
	BGM等の営業宣伝活動の予定	○						△	△		
	冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機等の規模・能力・騒音レベル等	○						△	△		△
	駐車場の施設構造と騒音対策の概要	○	○					△	△	○	△
	廃棄物収集作業にかかる騒音対策の概要	○				○	△	△			
	廃棄物に係る事項等	必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠	○				○				
廃棄物に係る事項等	保管場所の位置・構造等	○				○					
	廃棄物減量化及びリサイクルについての計画	○				○					
	廃棄物等の運搬・処理計画	○				○					
	街並みづくり等への配慮にに関する事項	景観法に基づく景観計画若しくは景観地区、地区計画若しくは風致地区が定められている地区又は建築協定若しくは景観協定が締結されている地区	○								
街並みづくり等への配慮にに関する事項	景観への配慮	○									
	商店街のアーケードの整備等の街並みづくり等への配慮事項	○									
	まちづくりへの対応方針	○									
	敷地内の緑化計画	○									
	屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策	○									
	防災への協力	○									
	防犯対策への協力	○						△	△		

## 別添5 用語の角字訳

### (1)「小売業」

飲食店業を除くものとし、物品加工業を含みます。

### (2)「小売業を行う」

物品を継続して消費者に販売する行為がその業務の主たる部分を占めるものをいいます。生協、農協も対象となります。

- 一 小売業者でない者が、個展やバザー等において1回限りの販売を行うことは「継続反復して」行うこととなりませんが、初めての販売行為であっても継続反復の意思があればこれに該当します。
- 二 カタログコーナー等直接物品を展示していない場合であっても、その場所で実質的に販売契約が締結されている場合は、小売業を行うものと解されます。
- 三 飲食店業における持ち帰り品の販売、旅行斡旋業における時刻表等の販売等、サービス提供事業における物品の販売は、その販売が客観的に見て当該サービス提供事業の付随的な業務と認められる場合は、小売業を行っていることにはなりません。

### (3)「小売業を行う店舗」

小売業を行うための建物（土地に定着する工作物又は地下若しくは高架の工作物のうち、屋根及び柱、若しくは壁を有するものをいう。）であって、その場所に客を来させて小売業を行うための用に直接供されるものをいいます。

また、通常、店舗以外の用途に供されている建物であって、非恒常に店舗を開設する場合については、原則として小売業を行う日数が60日以内であれば「小売業を行う店舗」にはなりません。

### (4)「店舗面積」の範囲

#### 一 店舗面積に含まれる部分

部分名	定義	備考
(1)売場	直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含む。 ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分（壁等により売場と明確に区切られていない売場間通路を含む。）は、売場とみなす。	
(2)ショーウィンド	ショーウィンドは、店舗面積に含む。ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウィンドは、店舗に含まない。	
(3)ショールーム等	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設をいい、店舗面積に含む。	
(4)サービス施設	手荷物一時預り所、買物品発送等承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含む。	
(5)物品の加工修理場のうち顧客から引受（引渡を含む。）の用に直接提供する部分	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受（加工又は修理のための物品の引渡を含む。）の用に直接供する部分をいい、店舗面積に含む。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含む。	

## 二 店舗面積に含まない部分

部分名	定 義	備 考
(1)階 段	上り階段及び下り階段とも最初の段鼻(踏み面の先端)の線で区分し、踊り場及び階段と階段にはさまれた吹抜きの部分を含むものをいい、店舗面積に含まない。また、階段の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に階段部分とみなし、店舗面積に含まない。	
(2)エスカレーター	エスカレーター装置(付属部分を含む。)部分をいい、店舗面積に含まない。また、エスカレーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜けの部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗部分に含まない。	
(3)エレベーター	エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積に含まない。また、エレベーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該部分を直接小売業の用に供しないことを前提にエレベーター部分とみなし、店舗面積に含まない。	
(4)売場間通路 及び連絡通路	壁等により売場と明確に区分された売場として利用し得ない通路、建物と建物を結ぶため道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の連絡道路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に、店舗面積に含まない。また、上記の通路の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし、店舗面積に含まない。	
(5)文化催場	展覧会等の文化催しのみの用に供し、又は供させる場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	(注) (1) 参照
(6)休憩室	客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(7)公衆電話室	公衆電話室であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(8)便 所	便所の出入口の線(専用の通路がある場合は、その出入口の線)で他と区分し、店舗面積に含まない。	
(9)外商事務室 等	外商ないし常得意先に対する業務のみを行う場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(10)事務室、 荷扱い所	事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。	
(11)食堂等	食堂、喫茶室等をいい、店舗面積に含まない。	
(12)塔屋	エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。	(注) (2) 参照
(13)屋上	塔屋を除いた屋上部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。	

(14)はね出し下・軒下等	建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいい店舗面積に含まない。ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売又は自動販売機を設置して飲食料品等の販売を行っている部分は、売場として取り扱うものとする。
---------------	---

(注)

(1)間仕切りについて

間仕切りは、原則として壁、棚、扉等固定したものとする。

(2)塔屋と普通階の区別について

建築基準法施行令第二条第一項第八号により階数の算定法が定められているが、この法律の運用においては、屋上の突き出し部分が建築面積の1／8を超えている程度の場合に塔屋として取り扱うものとする。

また、上記の建築面積とは、上記施行令第二条第一項第二号の規定による「建築物（地階で地盤面上一メートル以下にある部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもので当該中心線から水平距離一メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離一メートル後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。」に準ずるものとする。

## (5)「一の建物」

「一の建物」には、次のような建物も含まれます。

- 一 屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）
- 二 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物
- 三 一の建物（前二号に掲げるものを含む。）とその付属建物をあわせたもの

## 別添6 提出先、届出様式のダウンロード

### ○ 提出先

名 称	長崎県 産業労働部 経営支援課
所 在 地	長崎市尾上町3-1
郵 便 番 号	〒850-8570
電 話 番 号	095-895-2650 (直通)
F A X 番 号	095-895-2580
メールアドレス	s05570@pref.nagasaki.lg.jp

### ○ 届出様式のダウンロード

長崎県のホームページを開き、次のとおり操作すると本法に基づく各種届出様式がダウンロードできます。

- 1 「電子県庁」の「申請書ダウンロードサービス」をクリック
- 2 「ダウンロードサービス」画面の「産業労働部」をクリック
- 3 「経営支援課」をクリック
- 4 申請の名称から該当する届出書等を選択してクリック
- 5 PDF又はWordを選択してクリックすると、ダウンロードが開始します。

## 第2部 出店計画概要書の記載について

1. 出店計画概要書の記載について	-----	23
2. 記載例	-----	24



## 1. 出店計画概要書の記載について

出店計画概要書は、下記の場合の事前相談及び届出時の添付書類に使用します。

- ① 大規模小売店舗を新設する場合（法第5条第1項の届出）
- ② 施設等に関する届出事項の変更の場合（法第6条第2項の届出）
- ③ 法の施行前に大規模小売店舗であったものが施設等に関する変更を行う場合  
(法附則第5条第1項の届出)

## 2. 記載例

【注】この様式は九州各県（沖縄県及び政令市除く）統一様式ですが、夜間最大騒音レベルの測定時間帯や各添付図面は各県毎に異なっております。  
作成される場合には、各県担当者にご確認下さい。

## [設置者、建物等の概要]

### 1 出店の趣旨

- ・今回の出店計画の趣旨とともに、出店に際しアピールしたいことや周辺環境の配慮事項等をまとめて記載すること。

### 2 大規模小売店舗設置者の連絡先等

#### (1) 設置者の連絡先及び電話番号・FAX番号

- ・法人にあっては、部局名称も記載すること。
- ・担当者が複数の場合には、全て記載すること。

#### (2) ①周辺の生活環境保持の対応策の小売業者等への周知措置

(施設の管理規程や契約書等への明記等による措置を記載。規程・契約書があれば写しを添付)

#### ②周辺の生活環境保持のための監督・管理責任者

(監督・管理責任(予定)者の所属名・職名・氏名を記入)

### 3 法人にあっては登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し [規則§4Ⅰ①]

法人の場合	登記事項証明書
個人の場合	住民票の写し

＜別添＞

- ・正本以外は写しで可。

### 4 小売業者一覧

	小売業者名	店舗面積	業種・業態	主として販売する物品
核となる小売業者				
その他の小売業者				
	未定分			

- ・決定済の小売業者ごとに主として販売する物品の種類を記載すること。
- ・未定分については、予定業種があれば記載すること。

#### ※業種・業態欄記載例

スーパーマーケット、ドラッグストア、コンビニエンスストア、百貨店、スーパーセンター、ディスカウントストア、100円ショップ、衣料品店、薬局、携帯電話ショップ 等

## 5 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面 〔規則 § 4 I ③〕

### (1) 建物位置図 <別途添付すること>

縮尺：1／25,000以上  
建物の位置及び周辺の幹線道路等の状況がわかる図面

→「大規模小売店舗立地法届出の手引き」別添2. 添付図面一覧参照

### (2) 周辺見取図 <別途添付すること>

縮尺：1／2,500以上  
隣接地の用途現況及び街づくり計画等の範囲がわかる図面

→「大規模小売店舗立地法届出の手引き」別添2. 添付図面一覧参照

### (3) 建物配置図 <別途添付すること>

縮尺：1／500以上  
店舗の用に供する部分、その他の施設、駐車場（区画線含む）等の配置がわかる図面（駐車場、廃棄物及び荷さばき（屋内施設の場合、高さ含む）等については寸法も記載すること）

→「大規模小売店舗立地法届出の手引き」別添2. 添付図面一覧参照

### (4) 各階平面図 <別途添付すること>

縮尺：1／500以上  
各小売業者又は業態ごとに範囲を示した各階ごとの平面図

→「大規模小売店舗立地法届出の手引き」別添2. 添付図面一覧参照

## 6 店舗施設計画の概要

### (1) 計画地の概要

#### ① 敷地面積及び土地の所有形態

- ・敷地面積は合計面積とともに用途別に分けて記載すること。
- ・所有形態は自己所有及び借地の区分をすること。

(例)

建物 敷地	○, ○○○m <sup>2</sup>	自己所有予定
駐車場用地	○, ○○○m <sup>2</sup>	賃貸借契約予定
合 計	○, ○○○m <sup>2</sup>	

#### ② 法令上の用途等

- ・都市計画、農業振興地域整備計画、国土利用計画による制限等を記載すること。  
(市街化区域では用途区分（特別用途地区・高度地区・防火地域・駐車場整備地区・風致地区等も含む）まで記載すること。)
- ・その他、建築にあたって法令上の制限等がある場合は、その旨を記載すること。  
(注) 店舗建設が法令上不可能な地域（例：市街化調整区域、第1種低層住居専用地域、工業専用地域、農用地区域等）での計画は、関係課を含めて相談の上、提出すること。  
また、解除等の見通しのあるもの又は除外規定の対象となるものである場合は、その見通し及び作業日程、法令上の根拠、関係各機関の意見等これを証する書類の提示をすること。
- ・5千分の1の「用途地域指定図」を添付すること。

### ③ 現在の利用状況

- ・計画地の現在の土地利用形態を記載すること。

(注) 農地の場合は転用の見込みを、工場等建物が現存する場合は、その所有関係（自己所有でない場合は確保の見通し）を示すこと。

(例) 農地→（転用見込みを記載）

工場・倉庫 等→自己所有予定（〇年〇月売買契約締結予定）  
更地 等

### （2）計画地周辺の概要

#### ① 立地環境

- ・計画地の周辺環境を具体的に記載すること。

特に、既存の商業集積地への立地か、住宅地への立地かが明確にわかるように表現すること。

(例) 都心商業業務地区 低層住宅地区

既成市街地商業業務地区 郊外新興住宅地区

郊外新興商業地区 工場倉庫等集積地区 等

#### ② 隣接地の用途現況

＜別添 周辺見取図（住宅地図等の写しでも可）のとおり＞

- ・計画地の周囲4方向の隣地（道路を隔てた隣地も含む。）の建物用途現況を図面に表示すること。

(例) 低層住宅・高層住宅・工場・事務所・商店・学校・病院 等

#### ③ 基盤整備に関する事業の有無とその内容

- ・計画地における市街地再開発事業・土地区画整理事業等の基盤整備に関する事業の有無とその概要について具体的に記載すること。

#### ④ 街並みづくり計画の有無とその内容

- ・計画地における街並みづくり計画の有無とその概要について具体的に記載すること。

(例) 地区計画／建築協定／景観整備地区／パークアンドライド事業／車両乗り入れ禁止地区 等

#### ⑤ 都市計画及び中心市街地活性化基本計画との関連性

- ・計画地における都市計画及び中心市街地活性化基本計画の有無とその内容、関連性（整合）について具体的に記載すること。

(例) 都市計画の区域及び区分、用途地域／まちなか、準まちなか等

### （3）建築着工予定年月日及び完成予定年月日

(注) 店舗の変更届出の場合は、その変更に係る部分の工事について記載。

① 建築着工予定年月日 年 月 日

② 完成予定年月日 年 月 日

### （4）建物の構造及び規模

#### ① 建物構造

- ・2以上の棟に分かれる場合はそれぞれについて記載すること。

(例) 鉄骨造・鉄筋コンクリート造

地下〇階、地上〇階、塔屋〇階 等

#### ② 店舗面積の内訳

イ 建築面積

$m^2$

ロ 延べ面積

$m^2$

ハ 各階ごとの店舗面積及び延べ面積等

・建築面積及び延べ面積の定義は、建築基準法によるものとする。

(例)

(単位: m<sup>2</sup>)

	店舗面積	その他の施設	延べ面積
2 F	2,500		3,000
1 F	2,500	50	3,000
計	6,000	550	8,000

## (5) その他の施設計画と各施設面積

- ・オフィス・マンション等、小売店舗とは利用者が独立して考えられる併設施設（以下、「利用者層が異なる併設施設」という。）と飲食店、銀行ATM、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温浴施設等、小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設等（以下、「利用者層が同一の併設施設」）の区別をして、それぞれの面積の合計を記載すること。
- ・別棟で設置されるものについても、その旨を表示して記載すること。
- ・各施設の事業主体についても、可能であれば記載すること。

(例)

利用者層が同一の併設施設	施設名	営業面積	営業時間
① 飲食施設			
イ 中華		m <sup>2</sup>	○○:○○~○○:○○
ロ ファーストフード		(m <sup>2</sup> )	
② ゲームセンター		m <sup>2</sup>	○○:○○~○○:○○
③ クリーニング店		m <sup>2</sup>	○○:○○~○○:○○
④ 映画館		m <sup>2</sup>	○○:○○~○○:○○
合計		m <sup>2</sup>	

利用者層が異なる併設施設	施設名	事業主体	営業面積	営業時間
① オフィス				○○:○○~○○:○○
② 住宅			m <sup>2</sup>	○○:○○~○○:○○
③ スポーツ施設			m <sup>2</sup>	
④ 文化施設				
イ ○○教室			(m <sup>2</sup> )	
⑤ ホテル( )	(株)○○○			○○:○○~○○:○○
合計			m <sup>2</sup>	

- ・届出書作成時点で分かっているもののみ記載し、施設の区分については「業務施設」「飲食施設」といった区分でも可。

- (6) 開店若しくは施設変更等の届出時に対応策の前提として調査・予測した結果と大きく乖離があり、対応が著しく不十分である場合の追加的対応方針

7 その他（特記事項）

## [ 駐車需要の充足等 ]

1 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠  
〔規則 § 4 I ④〕

(1) 指針による必要駐車台数計算式

(端数処理：四捨五入)

事項等		各事項算出のための計算式等
地区の区分	商業地区・その他地区	(理由)
S : 店舗面積 (注)	千m <sup>2</sup>	
A : 店舗面積当たり日来店客数原単位		
B : ピーク率	14.4%	
L : 駅からの距離	m	(駅名)
C : 自動車分担率	%	
D : 平均乗車人員	人/台	
E : 平均駐車時間係数		
必要駐車台数	台	$A \times (S) \times B \times C \div D \times E$
日来店台数	台	$A \times (S) \times C \div D$
ピーク1時間当たりの来台数	台	$A \times (S) \times B \times C \div D$

※「商業地区」とは、都市計画法による用途地域が「商業地域」、「近隣商業地域」及び商業機能の増進を目的とする特別用途地区を、「その他地区」とはそれ以外の地域をいう。

※駅には、JR・私鉄の地上駅をはじめ、地下鉄、路面電車、モノレール等の駅、バスターミナル等を含む。

(2) 特別な事情による駐車台数の算出【指針による計算式によらない場合のみ記載】

特別な事情の説明 :

必要駐車台数 台

必要駐車台数算出根拠 :

(3) 駐車場の分散確保の有無

駐車場の分散確保の有無		理由等
有・無		
借上駐車場の場合は	駐車場名	
	設置者・管理者	
	契約・利用形態 (専用、優先、提携等)	
	来店客が駐車可能な台数 (算出根拠)	

(4) その他の駐車場の状況

[従業員等 (業務用を含む) 駐車場]

事項	有無の別	当該小売店舗駐車場と 共用・別途の別	収容台数	備考 (従業員の雇用状況や利用状況など駐車台数算定の根拠等)
従業員等駐車場	有・無	共用・別途	台	

〔併設施設の駐車場〕

(注) 以下の欄は、併設施設が付設されている場合だけでなく、付設が予定されている場合も記載すること。また、併設施設利用者の車両と小売店舗利用者の車両が共用されるような駐車場形態の場合には、併設施設の利用者等の駐車台数を考慮して、小売店舗利用者の「必要駐車台数」が確保できるよう措置すること。

ア オフィス・マンション等、小売店舗とは利用者が独立して考えられる併設施設

名 称	施設種別	面 積	当該小売店舗駐車場 と共に・別途の別	必要駐車 台 数	算出根拠	収容台数
		$m^2$	共用・別途	台		台
		$m^2$	共用・別途	台		台
合 計		$m^2$		台		台

(注) 当該施設の収容能力、利用時間、回転率等をもとに算出根拠を示すこと。

イ 飲食店、銀行ATM、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温浴施設等、小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設

名 称	業務内容	面 積	当該小売店舗駐車場 と共に・別途の別	必要駐車 台 数	算出根拠	収容台数
		$m^2$	共用・別途	台		台
		$m^2$	共用・別途	台		台
合 計		$m^2$		台		台

(注) 当該施設の面積の合計が当該小売店舗の面積の2割を超えない範囲である場合は、下欄に記載すること。(この場合は、上記「(1) 指針による必要駐車台数計算式」の必要駐車台数の内数として考え、小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設の駐車場について別途考慮する必要はない。)

〔s : 小売店舗と利用者層が同一の併設施設面積の合計〕(端数処理: 四捨五入)

S	$m^2$	条件
S : 店舗面積 × 0. 2	$m^2$	

ウ 小売店舗がその施設の一部となるような小売店舗以上の集客力を有する併設施設(小売店舗が大規模なアミューズメント施設や博覧会施設の一部であるような場合)

- ・ 主たる施設についての必要駐車台数の根拠等を基に小売店舗の必要駐車台数を算出することとし、小売店舗の必要駐車台数は上記(2)「特別な事情による駐車台数の算出」に記載すること。
- ・ 算出根拠については、収容能力、利用者数、利用時間、回転率等をもとに算出根拠を示すこと。

必要駐車台数	
必要駐車台数算出根拠 :	

2 駐車場の構造、収容台数、面積及び敷地の状況（小売店舗、併設施設等を含む全体の収容台数）  
(例)

No.	駐車場の構造	収容台数		面 積	駐車区画の大きさ	
		一般用	身障者用		一般用	身障者用
	台	台		m <sup>2</sup>	m × m	m × m
合 計		台	台	m <sup>2</sup>		

※駐車場の構造

- ・建物外平面駐車場（自走式）
- ・地下駐車場（自走式）
- ・平面駐車場（機械式／専用建物）
- ・循環駐車場（機械式／専用建物）
- ・専用駐車場ビル（自走式）
- ・屋上等建物内設置方式（自走式・地下を除く）
- ・平面駐車場（機械式／共用建物）
- ・循環駐車場（機械式／共用建物）

駐車料金の徴収の有無	駐車場条例による届出駐車場とする予定の有無	入口ゲートの入庫処理時間	※契約形態
有・無	有・無		

※契約形態

→自社所有／賃貸契約（専用・特約の別を記載）

3 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項  
〔規則§4Ⅰ⑤〕

(1) 駐車場の自動車の出入口の形式

- ① 駐車場の入庫処理能力【自走式で発券ブースのない駐車場は記載の必要なし】

出入口の場所	1時間当たり入庫処理能力	ピーク1時間に予想される来客の自動車台数
別添配置図上 No.○	台	台
別添配置図上 No.○	台	台

↑

60分

(メーカーから提供される1台当たりの処理時間

+乗客の乗降時間)

×

↑

発券ブース等の台数(1つの入り口で発券

ブース等が複数台設置されている場合)

(端数処理: )

- ② 敷地内駐車待ちスペース

出入口の場所	駐車待ちスペースの有無	実際に用意する駐車待ちスペース	発券ブースの有無	必要な駐車待ちスペース		駐車待ちスペース「無」の場合 その理由・対策
				長さ m	算出根拠等	
別添配置図上 No.○	有・無	m	有・無			
別添配置図上 No.○	有・無	m	有・無			

↑

当該入口の1分当たりの来台数 × 1.6 - 当該入口の1分当たりの入庫処理可能台数 × 6 (平均車頭間隔)

(2) 敷地周辺の道路の状況

- ・別添「周辺見取図」に敷地周辺の道路の「No.」を表示すること。

項目	道路 No.1 (道路名: )	道路 No.2 (道路名: )	道路 No.3 (道路名: )	○○○ (道路名: )
道路幅員 (車線数)	m 車線 有・無 m	m 車線 有・無 m	m 車線 有・無 m	m 車線 有・無 m
歩道の有無・幅員				
交通規制				
信号交差点数 (うち右折帯設置の交差点数)	交差点 ( 交差点)	交差点 ( 交差点)	交差点 ( 交差点)	交差点 ( 交差点)
横断歩道等の状況	有・無	有・無	有・無	有・無
通学路の有無 利 用 者 数	有・無 人	有・無 人	有・無 人	有・無 人
バス路線の有無	有・無	有・無	有・無	有・無

- ・「交通規制」欄には、交通規制の内容を記載し、「周辺見取図」にも規制内容を記入すること。  
・「横断歩道等の状況」欄には、横断者多寡及び近くの学校等公共施設名を記載すること。

(3) 来客の自動車の方向別台数の予測の結果等

① 現状の平日、休日（日曜）それぞれの交通量調査の結果

調査年月日	年月日( ) 年月日( )
調査場所	
調査の委託先	
調査方法	
調査結果	<別添資料とすること>

② 開店後の周辺道路の交通量の予測

予測方法	
予測の根拠	
予測結果	<別添資料とすること>

- ・調査エリアは原則として経路予定の店舗周辺最寄りの交差点とする。
- ・調査時間帯は、開店から閉店までの時間帯（プラス前後1時間）とする。
- ・調査内容としては車種及び時間帯別、方向別の台数を調査する。
- ・調査結果は別添資料とし、周辺見取図上に交差点の位置を図示すること。
- ・10 交通量予測の変化等（記載例）参照

- ・開店から閉店までの時間帯（プラス前後1時間）1時間ごとの想定来店台数を入場、出場に分けて、方向別に予測し一覧表とする。
- ・予測結果は別添資料とし、周辺見取図上に交差点の位置を図示すること。
- ・10 交通量予測の変化等（記載例）参照

(4) 集客力の高い併設施設の利用者の交通量の予測

【小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設で当該併設施設の面積の合計が小売店舗面積の2割を超える場合、又は小売店舗がその施設の一部となるような小売店舗以上の集客力を有する併設施設がある場合のみ実施】

予測方法	
予測の根拠	
予測結果	<別添資料とすること>

- ・開店から閉店までの時間帯（プラス前後1時間）1時間ごとの想定来店台数を入場、出場に分けて、方向別に予測し一覧表とする。
- ・予測結果は別添資料とし、必要に応じ、(3)と同一の図面上に表示するものとする。

#### 4 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法 [規則 § 4 I ⑥]

##### (1) 周辺見取図に来客の自動車の案内経路を表示した図面 <別添>

- ・「大規模小売店舗立地法届出の手引き」別添2. 添付図面一覧参照

##### (2) 経路等を来店者に知らせる方法

項目	具体的な内容
案内表示の設置 (看板等)	(設置場所・内容等) →<別添周辺見取図上に記載>
ちらし等の配付	(配付方法・内容等)
交通整理員 の配置	(配置場所・人数・配置日時等) →<別添周辺見取図上に記載>
その他の	

(注) 案内表示(看板等)の設置場所及び交通整理員の配置場所については周辺見取図の中にその予定場所を記載すること。

##### (3) 交通への支障を回避するための方策等

交通への支障回避の方策	具体的な内容
交通整理員の配置	配置場所: <別添配置図上に記載> 配置人数: 配置日・時間:
左折入出庫の原則等	

- ・イベント・売出し等の特定日に特別な対策を予定している場合にも記載すること。

##### (4) 経路の設定

###### ① 経路の設定にあたり考慮した点

- ・右折待ち渋滞の回避
  - ・通学路への配慮
  - ・深夜営業時の配慮
- 等があれば、具体的に記載すること。

###### ② 設置者が行う交通対策等の予定

- (事前協議の際に指摘事項があればその対応策)

###### ③ パークアンドライド事業等公共交通計画等との連携の有無

公共交通計画等との連携の有無	(有の場合) その具体的な内容
(有・無)	(駐車場・荷さばき施設の配置、運営方法等についての配慮)

###### ④ バス・タクシー等の停車場の設置の有無

--

## 5 駐輪場の計画（原動機付き自転車を含む）

### (1) 駐輪台数の算出根拠

ア 指針参考による駐輪台数の算出  
店舗面積 ( m<sup>2</sup> ) ÷ 35 m<sup>2</sup> = ( 台 )

イ その他の方法による駐輪台数の算出

駐輪場附置条例の有無	有 (条例名) ) • 無																		
必要駐輪台数の予測結果及び算出根拠	(例) <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>予測数値</th><th>予測数値の根拠等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日来店客数</td><td>人／日</td><td></td></tr> <tr> <td>ピーク率</td><td>%</td><td></td></tr> <tr> <td>分担率</td><td>%</td><td></td></tr> <tr> <td>平均駐輪時間</td><td>分</td><td></td></tr> <tr> <td>必要駐輪台数</td><td>台</td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	予測数値	予測数値の根拠等	日来店客数	人／日		ピーク率	%		分担率	%		平均駐輪時間	分		必要駐輪台数	台	
項目	予測数値	予測数値の根拠等																	
日来店客数	人／日																		
ピーク率	%																		
分担率	%																		
平均駐輪時間	分																		
必要駐輪台数	台																		
必要駐輪台数	台																		

- 可能であれば、既存の調査結果を添付すること

### (2) 駐輪場の構造、収容台数及び面積

駐輪場 No.	駐輪場構造	収容台数	面 積	駐輪区画の大きさ	
				一般用	三輪車・バイク用
	台	台	m <sup>2</sup>	m m ×	m m ×

※駐輪場構造 → 平面式／立体式／機械式 等の別を記載すること

### (3) 駐輪場の管理体制

- 整理員等の配置、時間外の管理等、駐輪場の管理体制について記入すること。

(例)

項 目	内 容
整理員等の配置	配置場所： 配置時間： 人 数：
営業時間外の管理等	

### (4) 駐輪場案内の表示方法

- 看板の掲出等、表示方法を具体的に記載すること。
- 表示場所等の位置を図面上に示すこと。

## 6 自動二輪車駐車場の計画

### (1) 自動二輪車駐車場台数の算出根拠

駐車場附置条例の有無	有 (条例名) ) • 無																		
必要台数の予測結果及び算出根拠	(例) <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予測数値</th> <th>予測数値の根拠等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日来店客数</td> <td>人／日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ピーク率</td> <td>%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>分担率</td> <td>%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平均駐車時間</td> <td>分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>必要台数</td> <td>台</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	予測数値	予測数値の根拠等	日来店客数	人／日		ピーク率	%		分担率	%		平均駐車時間	分		必要台数	台	
項目	予測数値	予測数値の根拠等																	
日来店客数	人／日																		
ピーク率	%																		
分担率	%																		
平均駐車時間	分																		
必要台数	台																		
必要台数	台																		

- 可能であれば、既存の調査結果を添付すること

### (2) 自動二輪車駐車場の構造、収容台数及び面積

自動二輪車駐車場 No.	自動二輪車駐車場構造	収容台数	面 積	駐車区画の大きさ
	台	台	m <sup>2</sup>	m m m m × × × ×

※駐車場構造 → 平面式／立体式／機械式 等の別を記載すること

### (3) 自動二輪車駐車場の管理体制

- 整理員等の配置、時間外の管理等、駐車場の管理体制について記入すること。

(例)

項 目	内 容
整理員等の配置	配置場所： 配置時間： 人 数：
営業時間外の管理等	

### (4) 自動二輪車駐車場案内の表示方法

- 看板の掲出等、表示方法を具体的に記載すること。
- 表示場所等の位置を図面上に示すこと。

7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯

〔規則§4Ⅰ(7)〕

(1) 荷さばき施設の概要

荷さばき 施設 No. (平面図記載番号)	同時作業の可能な台数		待機スペース の有無・広さ ( m × m)
	想定する車両の大きさ	台 数	
		台	無・有→広さ ( m × m)

(2) 荷さばきを行う時間帯

時間帯	車両の大きさ	車両台数	平均的な 処理時間(分)	荷さばき待 ちの台数
: ~ :	4t未満 4t以上10t未満 10t以上	台 台 台		台 台 台
	計	台		台
: ~ : (1時間毎に記載)				
合計				

(3) 搬出入車両の出入口の数

専用出入口の有無	搬出入車両の出入口の数	対 応 等
無		「無」の理由
有	箇所	

(4) 小売業者が複数の場合の荷さばき施設の運営計画

(連絡体制、管理体制、搬出入時間帯の調整予定の有無とその内容(無の場合はその理由)を記載)

(5) 搬出入事業者への混雑が少なくなるような経路選択の働きかけ

(施設の管理規程や契約書等への明記等による措置を記載。規程・契約書があれば添しを添付)

(6) 搬出入の経路上に学校等が位置する場合の運行時間帯、交通整理員の配置等の配慮

(対応策を記載。契約書(案)等があれば添付)  
・学校のほか、保育所、福祉施設、病院等が経路上にある場合の配慮等についても記載すること。

## 8 その他の施設の配置及び運営方法に関する計画 【特記すべき事項があれば、記載すること】

(1) 歩行者の通行の利便の確保等のための計画

歩行者通路確保のための対策	具 体 的 な 内 容 等
里道の付け替え、工事、用途廃止等の有無	無・有 (→公共施設の管理者の同意等)
夜間照明等の設置の有無	無・有 (→具体的な内容)

## 9 その他（特記事項）

--

## 10 交通量予測の変化等

### （言） (1) 需要予測（指針より）

- ① 日来店客数： (人／日)  
 ② 日来店台数： (台／日)  
 ③ ピーク時来店台数 台  
 ④ 必要駐車場台数： 台  
 ⑤ 駐車場収容台数： 台

### (2) 来店台数

$$\begin{aligned} \text{平日} &= \text{台／日} \quad (\text{既存店の平日・休日来店台数比率より算出}) \\ \text{休日} &= \text{台／日} \quad (\text{指針に基づいて算出}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{既存店平休日比率} &= \text{休日来店台数} (\text{台}) / \text{平日来店台数} (\text{台}) \\ &= 100 / \text{○○} \\ \text{平日来店台数} &= (\text{指針に基づく来店台数}) / \text{○○} \\ &= \text{台} \\ \text{※ 来店比率は (根拠) による} \end{aligned}$$

### (3) 方面別来店比率

	入 場				
	合計	北方向から	東方向から	南方向から	西方向から
	100%	%	%	%	%
平日ピーク時交通量 (台)					
休日ピーク時交通量 (台)					

	出 場				
	合計	北方向へ	東方向へ	南方向へ	西方向へ
	100%	%	%	%	%
平日ピーク時交通量 (台)					
休日ピーク時交通量 (台)					

(4) 方面別時間帯別来店者の予測

① 平日の予測

時間帯	入場					出場						
	比率	北方向から	東方向から	南方向から	西方向から	合計	比率	北方向へ	東方向へ	南方向へ	西方向へ	合計
		%	%	%	%			%	%	%	%	
9:00～10:00												
10:00～11:00												
21:00～22:00												
22:00～23:00												
合計												
指針	14.4%											

ピーク時と予測される○時台の来店者数比率は、○%であるが、大規模小売店舗立地法の指針に基づき14.4%として計算した。

② 休日の予測

時間帯	入場					出場						
	比率	北方向から	東方向から	南方向から	西方向から	合計	比率	北方向へ	東方向へ	南方向へ	西方向へ	合計
		%	%	%	%			%	%	%	%	
9:00～10:00												
10:00～11:00												
21:00～22:00												
22:00～23:00												
合計												
指針	14.4%											

ピーク時と予測される○時台の来店者数比率は、○%であるが、大規模小売店舗立地法の指針に基づき14.4%として計算した。

(5) 交通量調査結果

① 平日

<調査方向1>

(単位:台)

車種 時間帯	普通車	大型車	自動車小計	二輪車	全車種合計	自転車	歩行者
9:00～10:00							
10:00～11:00							
18:00～19:00							
19:00～20:00							
計							

<調査方向○>

(単位:台)

車種 時間帯	普通車	大型車	自動車小計	二輪車	全車種合計	自転車	歩行者
9:00～10:00							
10:00～11:00							
18:00～19:00							
19:00～20:00							
計							

&lt;交差点交通量&gt;

(単位:台)

車種 時間帯	普通車	大型車	自動車小計	二輪車	全車種合計	自転車	歩行者
9:00～10:00							
10:00～11:00							
18:00～19:00							
19:00～20:00							
計							

② 休日

&lt;調査方向1&gt;

(単位:台)

車種 時間帯	普通車	大型車	自動車小計	二輪車	全車種合計	自転車	歩行者
9:00～10:00							
10:00～11:00							
18:00～19:00							
19:00～20:00							
計							

&lt;調査方向○&gt;

(単位:台)

車種 時間帯	普通車	大型車	自動車小計	二輪車	全車種合計	自転車	歩行者
9:00～10:00							
10:00～11:00							
18:00～19:00							
19:00～20:00							
計							

&lt;交差点交通量&gt;

(単位:台)

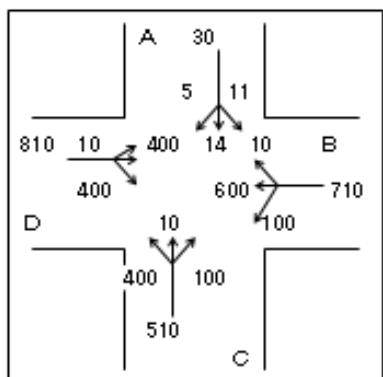
車種 時間帯	普通車	大型車	自動車小計	二輪車	全車種合計	自転車	歩行者
9:00～10:00							
10:00～11:00							
18:00～19:00							
19:00～20:00							
計							

- ・上記に示す車種別、時間帯別の交通量を調査方向別に記入し、最後に交差点交通量（各方向別の合計）を記入すること。
- ・調査交差点については、事前に協議してください。

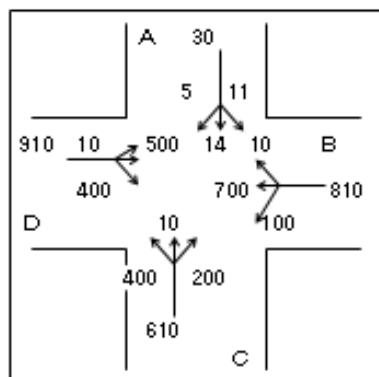
## (6) 現況と開店後における交通量の比較と解析

### ① 交差点等の交通量

ア 平日〇〇時台  
<現 態> (交通量調査結果)

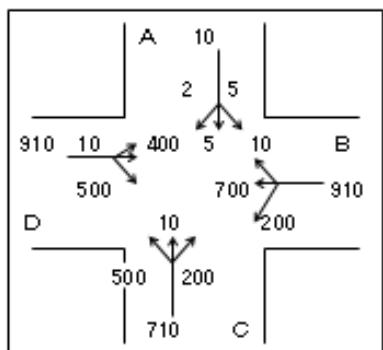


<開店後> (交通量予測結果)

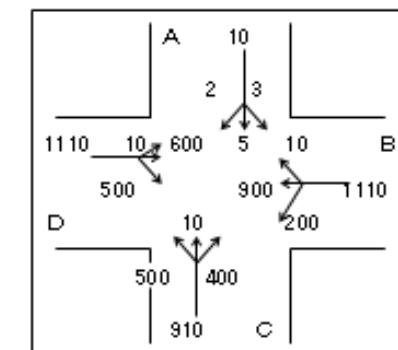


イ 休日〇〇時台

<現 態> (交通量調査結果)



<開店後> (交通量予測結果)



② 交差点等の車線別混雑度・滞留長  
交差点〔 〕

			A		B		C		D		需要率 ピーク時
			直左	右	直左	右	直左	右	直左	右	
平 日	現 況	混雑度									
		滞留長									
休 日	開 店 後	混雑度									
		滞留長									
休 日	現 況	混雑度									
		滞留長									
休 日	開 店 後	混雑度									
		滞留長									

- ・本表は、各交差点、駐車場の出入口について作成すること。
- ・上記①、②について算出根拠を明示すること。

(7) 評価と対策

## [騒音の発生に係る事項]

### 1 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面 [規則 § 4 I ⑧ ]

#### (1) 遮音壁の設置

遮音壁の有無	遮音壁の高さ	遮音壁の厚さ	遮音壁の材質・構造	遮音壁の位置
無・有	m	m		<別添配置図>
遮音壁の設置による悪影響に対する検討及び近隣住民との調整に関する具体的配慮	・住居等からの視界制約、住居等の風通し不足（悪化）、住居等の日照不足（悪化）、地域住民への説明状況等について具体的に記入すること。			

#### (2) その他、施設と低層の住居が隣接している場合等における配慮（緑地帯の確保等）

### 2 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面 [規則 § 4 I ⑨ ]

項目	設置の有無	稼 働 時 間 帯	位 置
冷却塔	無・有	○○時○○分～○○時○○分	<別添配置図>
室外機	無・有	○○時○○分～○○時○○分	<別添配置図>
送風機	無・有	○○時○○分～○○時○○分	<別添配置図>
給排気口	無・有	○○時○○分～○○時○○分	<別添配置図>
その他（ ）		○○時○○分～○○時○○分	<別添配置図>

※ 特別な事情による騒音の総合的な予測【指針による予測方法によらない場合のみ記載】

特別な事情の説明：

騒音の総合的な予測方法【指針による予測方法によらない場合のみ記載】

騒音規制法の特定施設の設置届出の有無

### 3 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

#### (1) 予測地点の選定及び環境基準等 (別添配置図参照)

予測地点	環境基準		規制基準 夜間	選定理由
	昼間	夜間		
	dB	dB	dB	
	dB	dB	dB	
	dB	dB	dB	
	dB	dB	dB	

- ・予測地点は事前に協議してください。
- ・選定した予測地点について、環境基準、規制基準及び選定理由を記載してください。

#### (2) 昼間の等価騒音レベルの予測 [規則 § 4 I ⑩]

- ・騒音予測地点については、原則として建物の周囲4方向からそれぞれ近接した最も騒音の影響を受けやすい地点に立地した又は立地可能な住居等の屋外とする。
- ・騒音予測地点をA地点、B地点、C地点、D地点として別添「建物配置図」上に表示すること。  
<予測式等を用いた計算は別添資料とすること>
- ・騒音発生源が屋内に設置されている場合には、当該建物の壁面等の材質構造及び当該騒音発生源の位置のわかる図面を添付すること。  
※→基準距離における騒音レベルの根拠は、その出典を明示すること。  
(例) 文献名／メーカーの提示した数値／実測値等  
なお根拠として実測値を使用する場合は、調査店舗、調査日時も明示すること

《 昼 間 》		騒音発生源		基準距離における騒音レベル等	騒音継続時間 ( 時～ 時) 又は 騒音発生回数	予測地点までの距離 (m)				各予測地点における騒音レベル (dB)			
						A 地点	B 地点	C 地点	D 地点	A 地点	B 地点	C 地点	D 地点
定常騒音	冷却塔												
	室外機												
	給排気口												
変動騒音	自動車走行												
	荷さばき車両のアイドリング												
	荷さばき車両の後進ブザー												
	廃棄物収集作業												
	BGM等												
衝撃騒音	荷さばき荷おろし音												
	荷さばき台車走行音												
昼間 (午前6時～午後10時)				予測地点A	予測地点B	予測地点C	予測地点D						
等価騒音レベル				d B	d B	d B	d B						
地域の類型													
環境基準値				d B	d B	d B	d B						

〔環境基準値を超す場合の対策（または対策不要の理由）〕

--

(3) 夜間の等価騒音レベルの予測

- ・注意事項は昼間の場合と同じ。

騒音発生源		基準距離における騒音レベル等		騒音継続時間 (時～時) 又は 騒音発生回数	予測地点までの距離 (m)				各予測地点における騒音レベル(dB)				
		騒音レベル (dB)	※根拠		A 地点	B 地点	C 地点	D 地点	A 地点	B 地点	C 地点	D 地点	
定常騒音	冷却塔												
	室外機												
	給排気口												
変動騒音	自動車走行												
	荷さばき車両のアイドリング												
	荷さばき車両の後進ブザー												
	廃棄物収集作業												
	BGM等												
衝撃騒音	荷さばき荷おろし音												
	荷さばき台車走行音												
夜間（午後10時～午前6時）				予測地点A	予測地点B		予測地点C	予測地点D					
等価騒音レベル				d B	d B		d B	d B					
地域の類型													
環境基準値				d B	d B		d B	d B					

〔環境基準値を超す場合の対策（または対策不要の理由）〕

--

- 4 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、  
 その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠 〔規則 § 4 I ⑪〕  
 【夜間営業その他の理由により、夜間騒音が発生する見込みのある場合のみ記載】

- ・午後10時～午前6時までの時間帯における予測結果とする。
- ・予測地点については、大規模小売店舗の敷地の境界線とする。表記については、a 地点、b 地点、c 地点、d 地点として別添「建物配置図」上に表示すること。なお、等価騒音レベルの予測値点に対応する場合は、A-aなど整合をとること。
- ・予測式等を用いた計算は別添資料とすること。

《夜間（午後10時～午前6時）において発生することが見込まれる騒音》

《夜間》 騒音発生源		基準距離における騒音レベル等		騒音継続時間 (時～時) 又は 騒音発生回数	予測地点までの距離 (m)				各予測地点における騒音レベル (dB)			
		騒音レベル (dB)	※根拠		a 地点	b 地点	c 地点	d 地点	a 地点	b 地点	c 地点	d 地点
定常騒音	冷却塔											
	室外機											
	給排気口											
変動騒音	自動車走行											
	荷さばき車両のアイドリング											
	荷さばき車両の後進ブザー											
	廃棄物収集作業											
	BGM等											
衝撃騒音	荷さばき荷おろし音											
	荷さばき台車走行音											
夜間（午後10時～午前6時）				予測地点 a		予測地点 b		予測地点 c		予測地点 d		
最大値のレベル				d B		d B		d B		d B		
区域の種別												
規制基準値				d B		d B		d B		d B		

※ 特別な事情による発生する騒音ごとの予測【指針による予測方法によらない場合のみ記載】

特別な事情の説明 :

発生する騒音ごとの予測方法【指針による予測方法によらない場合のみ記載】

〔規制値を超す場合の対策（または対策不要の理由）〕

## 5 騒音の予測と騒音対策

### (1) 荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策の概要

項目	具体的な騒音対策の内容
荷さばき施設の配置等	<別添平面図上に記載>
荷さばき施設の騒音対策 ※1	
荷さばき作業の騒音対策 ※2)	

※1)荷さばき施設の騒音対策  
 →荷さばき施設の十分なスペースの確保による荷さばき時間の短縮,  
 荷さばき施設の屋内化,  
 作業場所の床に緩衝機能を有するクッション性の素材の採用あるいは、内装面の吸音材の使用等による吸音・遮音等,  
 といった施設建築計画面での配慮事項を記載すること。

※2)荷さばき作業の騒音対策  
 →荷さばき作業時間の特定,  
 荷さばき作業車両のアイドリングの禁止の徹底,  
 低騒音型の荷さばき機器の導入,  
 作業人員への騒音防止意識の徹底等,  
 といった荷さばき作業時の運営面又は機器選択面での配慮事項を記載すること。

### (2) BGM等の営業宣伝活動の予定

BGM等の使用		
無・有		
↓		
使用時間帯	拡声器の数	
時～ 時	個	
拡声器の容量	拡声器の配置	具体的な騒音対策の内容
	<別添配置図上に記載>	

### (3) 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機等の規模・能力・騒音レベル等

項目	設置の有無	規模・能力	騒音レベル	騒音対策等
冷却塔	無・有			
室外機	無・有			
送風機	無・有			
給排気口	無・有			
その他	無・有			

(4) 駐車場の施設構造と騒音対策の概要

駐車場N o.	※1) 施設面の騒音対策	※2) 運用面の騒音対策

※1)駐車場の施設面の騒音対策  
 →駐車場の屋内化とそれに伴う天井・壁の吸音処理、  
 立体駐車場等におけるスロープの勾配等に配慮した防音対策、  
 床や排水蓋等による段差をなくすこと等、  
 といった施設の配置・構造面での配慮事項を記載すること。

※2)駐車場の運用面の騒音対策  
 →駐車場の利用時間帯の制限、  
 誘導員・監視員による場内走行の円滑化、見回りの実施、  
 深夜・早朝における駐車場閉鎖等  
 といった運営面での配慮事項を記載すること。

(5) 廃棄物収集作業にかかる騒音対策の概要

廃棄物収集場所の構造	回収時間帯	※1)施設面の騒音対策	※2)運用面の騒音対策

※1)廃棄物収集作業の施設面の騒音対策  
 →廃棄物の収集場所の屋内化及び防音対策、  
 廃棄物の収集場所の配置等、  
 といった施設の配置・構造面での配慮事項を記載すること。

※2)廃棄物収集作業の運用面の騒音対策  
 →廃棄物処理業者への騒音抑制意識向上の働きかけ、  
 深夜・早朝における作業回避等収集時間帯の制限等、  
 といった運営面での配慮事項を記載すること。

6 その他（特記事項）

## [ 廃棄物に係る事項等 ]

### 1 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

〔規則 § 4 I ⑫〕

#### (1) 廃棄物等の排出量等の予測

(端数処理: 四捨五入)

廃棄物種別	店舗面積: S		指針 原単位	A 一日当たり 廃棄物排出量 (原単位×S)	B 平均 保管 日数	C 見かけ 比 重 (t/m <sup>3</sup> )	排出予測量 A×B÷C
紙製廃棄物等	6,000 m <sup>2</sup> 以下の部分	千m <sup>2</sup>	0.208	( t )	日		m <sup>3</sup>
	6,000 m <sup>2</sup> 超の部分	千m <sup>2</sup>	0.011	( t )			
				計 t			
金属製廃棄物等	6,000 m <sup>2</sup> 以下の部分	千m <sup>2</sup>	0.007	( t )	日		m <sup>3</sup>
	6,000 m <sup>2</sup> 超の部分	千m <sup>2</sup>	0.003	( t )			
				計 t			
ガラス製廃棄物等	6,000 m <sup>2</sup> 以下の部分	千m <sup>2</sup>	0.006	( t )	日		m <sup>3</sup>
	6,000 m <sup>2</sup> 超の部分	千m <sup>2</sup>	0.002	( t )			
				計 t			
プラスチック 製廃棄物等	6,000 m <sup>2</sup> 以下の部分	千m <sup>2</sup>	0.020	( t )	日		m <sup>3</sup>
	6,000 m <sup>2</sup> 超の部分	千m <sup>2</sup>	0.003	( t )			
				計 t			
生ゴミ等	6,000 m <sup>2</sup> 以下の部分	千m <sup>2</sup>	0.169	( t )	日		m <sup>3</sup>
	6,000 m <sup>2</sup> 超の部分	千m <sup>2</sup>	0.020	( t )			
				計 t			
その他の可燃性廃棄物等		千m <sup>2</sup>	0.054	( t )	日		m <sup>3</sup>
						合 計	m <sup>3</sup>

〔見かけ比重について指針の数値によらない場合〕

見かけ比重の根拠等

#### (2) 特別な事情による廃棄物等の排出量予測 【特別な事情がある場合のみ記載】

特別な事情の説明 :

予測排出量 m<sup>3</sup>

排出量予測の根拠 :

#### (3) 小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出状況 【小売店舗以外の施設が有る場合のみ記載】

廃棄物保管施設の状況 小売店舗と共に 小売店舗と別途確保

↓ 共用の場合

小売店舗以外の施設からの廃棄物等の予測排出量	小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出量の予測の根拠
m <sup>3</sup>	

(4) リサイクル品（再利用対象物）の排出量等の予測【小売業者が廃棄物等の回収を行う場合のみ記載】

- ・予測される廃棄物種別ごとに記載すること。

廃棄物種別	予測排出量	m <sup>3</sup>
排出量予測の根拠 :		

(5) その他の廃棄物等（廃家電・粗大ゴミ等）の排出量等の予測

【(1)以外の廃棄物等の排出が見込まれる場合に記載】

- ・予測される廃棄物種別ごとに記載すること。

廃棄物種別	予測排出量	m <sup>3</sup>
排出量予測の根拠 :		

## 2 保管場所の位置・構造等

- ・分別については、店舗の所在する市町村における廃棄物等の分別の状況等を考慮のうえ計画し、その計画に沿って「分別する種類」欄は記載すること。
- ・施設容量（計）は1の(1)～(5)による排出予測量を踏まえて計画すること。
- ・管理上の対策には、密閉性確保、洗浄設備・冷蔵設備・換気設備配置等の悪臭発散防止対策及び脱水処理機・空き缶選別機配置等の汚水流出防止対策、その他廃棄物の保管に伴い、生活環境に問題を及ぼすと考えられるものの対する対応策について記載すること。
- ・併設施設から悪臭の発生が見込まれる場合の対策についても、小売店舗と区別して記載すること。

廃棄物種別	分別する種類	施設面積	施設容量	管理上の対策			図面No.
				悪臭発散防止対策	汚水流出防止対策	その他	
紙製廃棄物	ダンボール	m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>				
金属製廃棄物	スチール缶 アルミ缶	m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>				
ガラス製廃棄物	その他の廃棄物	m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>				
プラスチック製廃棄物	ペットボトル トレイ	m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>				
生ごみ等	生ごみ等	m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>				
その他の可燃性廃棄物	皮・ゴム製品						
その他	廃家電						
計		m <sup>2</sup>	m <sup>3</sup>				

## 3 廃棄物減量化及びリサイクルについての計画

廃棄物減量化及びリサイクル計画の予定及び概要	(関係法令等に基づいた計画等)
------------------------	-----------------

周辺住民への周知方法	(説明会での周知や、店頭での協力呼びかけ)
------------	-----------------------

#### 4 廃棄物等の運搬・処理計画

##### (1) 廃棄物等の運搬方法 【現時点の計画の範囲で記載】

項目	生ごみ	○○○○			廃家電等
運搬の方法					
・自社で運搬					
・業者委託					
・その他 ( )					
収集車の種類 ( )					
予定業者等					
運搬の頻度					

##### (2) 廃棄物等の処理方法 【現時点の計画の範囲で記載】

項目	生ごみ	○○○○			廃家電等
処理の方法					
・敷地内処理					
・敷地内中間処理					
・敷地外処理					
・その他 ( )					
処理予定業者等					
敷地内処理の場合	処理の具体的な方法				
	処理関連設備の内容				
	処理施設の悪臭対策 (密閉性の確保や温度管理等)				
	処理施設の防音対策				
	処理施設の配置	<別添資料>	<別添資料>	<別添資料>	<別添資料>

・市町村の分別状況に応じ、廃棄物の種類ごとに記載すること。

(例)生ごみ、可燃物、不燃物、段ボール、ペットボトル、牛乳パック、空き缶、空き瓶、トレー、発泡スチロール等

##### (3) 小売業者における廃棄物等運搬・処理の方法

【小売業者ごとに運搬・処理を行う場合のみ記載すること】

・廃棄物の種類ごとにできるだけ詳細に記載すること。

(例) 空き缶→再資源化のため、資源化業者に引き渡し

小売業者名	廃棄物等の運搬・処理の具体的な方法	
	一般廃棄物	産業廃棄物

店舗内関係者及び関連事業者への適正な廃棄物の運搬・処理についての徹底方法	(施設の管理規程や契約書等への明記等による措置を記載。規程・契約書があれば写しを添付)
--------------------------------------	---

(4) 食品加工場等計画 【食品加工場がある場合のみ記載】

面 積	
配 置	<別添平面図上に記載>
加工の具体的な内容	
悪 臭 対 策	
汚 水 対 策	

5 その他（特記事項）

## [街並みづくり等への配慮等]

### 1 街並みづくり等への配慮に関する事項

- (1) 景観法に基づく景観計画若しくは景観地区、地区計画若しくは風致地区が定められている地区又は建築協定若しくは景観協定が締結されている地区

該当の有無	(建築計画の適合性について、必要に応じ建築図面等を添付)
有・無	

- (2) 景観への配慮

(各届出区分の景観形成基準に基づき、配慮した事項を記入すること。)  
<別添建物完成予想図、立面図(可能であれば添付)>

- (3) 商店街のアーケードの整備等の街並みづくり等への配慮事項 【特記すべき事項があれば記載】

- (4) まちづくりへの対応方針

- ・立地に際しての、まちづくりに関する各種公的計画等の十分な検討
  - ・地域団体(商工会、同業者組合等)への加入と各種事業への協力
  - ・地域イベントへの協力
  - ・地域雇用
  - ・周辺の一斉清掃、地域防災・防犯活動への積極的参加 等
  - ・退店時の地元への早期情報提供
- 等について記載してください。

- (5) 敷地内の緑化計画 【緑化計画があれば記載】<位置は別添、建物配置図上に記載>

敷地面積	緑化面積	緑化の方法
$m^2$	$m^2$	

- (6) 屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策 【現時点の計画の範囲で記載】

照明灯の配置	屋外照明	広告塔照明
照明灯の配置	<別添配置図上に記載>	<別添配置図上に記載>
照明灯の方向		
照明の強さ		
点灯時間		
光害対策		

- (7) 防災への協力

防災協定等		締結協定の内容
締結依頼	無・有	
締結済	無・有	

(8) 防犯対策への協力

駐車場内の照明の設置	
警備員の巡回等	
閉店後及び休業日における 店舗施設内の措置等	
周辺地域での防犯や青少年 の非行防止のための対策	
その他防犯対策	

2 その他（特記事項）

## 第3部 関 係 様 式

大規模小売店舗立地法に係る届出様式一覧	-----	57
1. 立地法施行規則様式		
①様式第1 (大規模小売店舗届出書)	-----	58
②様式第2 (変更届出書)	-----	61
③様式第3 (変更届出書)	-----	62
④様式第4 (大規模小売店舗廃止届出書)	-----	63
⑤様式第5 (届出事項変更届出書)	-----	64
⑥様式第6 (届出事項変更届出書)	-----	65
⑦様式第7 (承継届出書)	-----	66
⑧様式第8 (大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出)	-----	67
2. 県運用手続要綱様式		
①第1号様式 (軽微変更申出書)	-----	68
②第2号様式 (取下げ書)	-----	69
③第3号様式 (掲示による説明会申出書)	-----	70
④第4号様式 (説明会開催不能申出書)	-----	71
⑤第5号様式 (説明会等実施状況報告書)	-----	72
⑥第6号様式 (法第8条第1項による意見書:市町村)	-----	75
⑦第7号様式 (法第8条第2項による意見書:住民等)	-----	76
⑧第8号様式 (届出事項を変更しない旨の通知書:県意見)	-----	77
⑨第9号様式 (届出事項を変更しない旨の通知書:県勧告)	-----	78

【注】県運用手続要綱様式の一部については、九州各県と共通ではないものがありますので、各様式の「備考」欄をご確認下さい。



## 大規模小売店舗立地法に係る届出様式一覧

届出が必要な事項		提出書類	届出時期	提出部数	根拠条例
新設	①大規模小売店舗を新設する場合	規則第3条 様式第1	開店8月前	12部	法第5条第1項
届出事項の変更	②大規模小売店舗の名称及び所在地の変更	規則第6条 様式第2	変更後遅滞なく	7部	法第6条第1項
	③大規模小売店舗設置者及び小売業者の氏名、住所、代表者等の変更				
	④大規模小売店舗を新設する日の繰り上げ				
	⑤大規模小売店舗内の店舗面積の合計を、基準面積の1割又は1,000m <sup>2</sup> のいずれか小さい面積を超えて増加させる場合				
	⑥駐車場の位置の変更又は収容台数の減				
	⑦駐輪場の位置の変更又は収容台数の減				
	⑧荷さばき施設の位置の変更又は面積の減				
	⑨廃棄物の保管施設の位置又は容量の減				
	⑩小売業者の開店時刻の繰上又は閉店時刻の繰下				
	⑪来客が駐車場を利用可能な時間帯の変更				
	⑫駐車場の自動車出入口の数又は位置の変更				
	⑬荷さばき施設における荷さばき可能な時間帯の変更				
	⑭大規模小売店舗の店舗面積の合計を1,000m <sup>2</sup> 以下とする場合	規則第7条 様式第3	変更後遅滞なく	3部	法第6条第5項
	⑮軽微変更を申し出る場合	要綱第7条 第1号様式	届出の1月前	3部	要綱第7条 第1項
事前相談	⑯県に対し事前相談を行う場合	出店計画概要書※	事前相談時	2部	要綱第3条
意見・勧告	⑰県の意見が述べられた場合	規則第16条 様式第5又は 要綱第18条 第8号様式	新・増設の 2月前	12部 又は3部	法第8条第7項 要綱第18条
	⑱県の勧告を受けた場合	規則第18条 様式第6 又は要綱第20条 様式第9号	勧告受諾後 遅滞なく	12部 又は3部	法第9条第4項 要綱第20条
承継	⑲大規模小売店舗を承継した場合	規則第19条 様式第7	変更後 遅滞なく	3部	法第11条第3項
経過措置	⑳大規模小売店舗立地法による届出をしていない大規模小売店舗が最初に行う変更の場合	規則第20条 様式第8	変更8月前	13部	法附則 第5条第1項
	㉑説明会を掲示に代える場合	要綱第10条 第3号様式	届出予定日の 1月前	3部	要綱第10条 第1項
説明会	㉒説明会が開催不能の場合	要綱第12条 第4号様式	事由発生後 遅滞なく	3部	要綱第11条 第1項
	㉓説明会実施報告	要綱第13条 第5号様式	説明会開催後 遅滞なく	3部	要綱第13条
意見書	㉔市町が大規模小売店舗設置者が周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を述べる場合	要綱第14条 第6号様式	公告の日から 4月以内	1部	法第8条第1項、 要綱第14条第1項
	㉕市町区域内に居住する者等が大規模小売店舗設置者が周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を述べる場合	要綱第14条 第7号様式	公告の日から 4月以内	1部	法第8条第2項、 要綱第14条第2項
取下	㉖届出を取下げる場合	要綱第8条 第2号様式	事由発生後 速やかに	3部	要綱第8条

※ 事前相談に際しては、届出書及び当該届出に係る添付書類に準ずるものをして下さい。

法 …大規模小売店舗立地法

規則…大規模小売店舗立地法施行規則

要綱…長崎県大規模小売店舗立地法運営手続要綱

## 記載例

様式第1 (第3条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

(※印の項は記載しないこと)

### 大規模小売店舗届出書

年 月 日

○○県知事殿

株式会社 ○ ○ ○ ○  
代表取締役 ○ ○ ○ ○

- ・大規模小売店舗設置者の氏名又は名称を記載  
→法人にあっては、その代表者の肩書、氏名も記載すること

○○県○○市○○町○○丁目○○番地

- ・住所又は所在地を記載すること
- ・「○」丁目の「」内は漢数字で記入。以下同じ

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

○○○○○ △△店  
○○県○○市○○町○○丁目○○番地 外○筆

- ・建物名称は設置後予定している名称（仮称も可）を記載すること。
- ・所在地は計画地の土地登記簿上の地番・筆数を記載すること。

#### 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小 売 業 者		住 所
氏 名 (名 称)	代表者 (法人の場合)	
(株)○○○○○	代表取締役 ○ ○ ○ ○	東京都○○区○○○丁目○番○号
(株)△△△	代表取締役 △ △ △ △	○○県○○市○○町○番地
□□□□ (個人)		○○県□□郡□□町大字□□◇◇番地

- ・原則として全ての小売業者名を記載すること。
- ・ただし、現段階で未定の分については、決定次第提出すること

### 3 大規模小売店舗の新設をする日

平成〇〇年〇〇月〇〇日 ← ・届出日から8月以降

- 当該建物の開店予定の日を記載すること。(小売業者ごとに開店の日が異なる場合は、その一番早い予定日を記載すること。)

### 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

〇, 〇〇〇 m<sup>2</sup> ← ・物販の売場に供する部分のみの面積

### 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

#### (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場No	収容台数	位置
	〇〇〇 台	建物南側(別添配置図上にNo記載)
	〇〇〇 台	建物 階／屋上(別添配置図上にNo)
合 計	〇〇〇 台	

#### (2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
建物正面南側(別添配置図上No)	〇〇 台
建物南側(別添配置図上No)	〇〇 台
合 計	〇〇 台

#### (3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置	面積
建物内西側(別添平面図上に記載)	〇〇 m <sup>2</sup>

#### (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	容積
建物内南側(別添平面図上に記載)	〇〇 □

### 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

#### (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻	備考
(株)〇〇〇〇	〇〇時〇〇分	〇〇時〇〇分	
(株)△△△	〇〇時〇〇分	〇〇時〇〇分	
□□□ 外〇名	〇〇時〇〇分	〇〇時〇〇分	

- 小売業者ごとに営業時間が異なる場合は、それぞれについて記載すること
- 開店時刻は通常の一番早い時刻、閉店時刻は通常の一番遅い時刻を記載。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場No.	駐車可能時間帯
	午前○○時○○分～午後○○時○○分

- ・駐車場可能時間帯は、最大限利用可能な時間を記載すること
- ・駐車場ごとに駐車可能時間帯が異なる場合は、それぞれについて記載すること

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No.	出入口の数	位置
	○ 箇所	店舗敷地西側（別添配置図上 No. ）
	○ 箇所	第○駐車場敷地西側（別添配置図上 No. ）
合 計	○ 箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
	午前○○時○○分～午後○○時○○分

- ・荷さばき施設が複数あり、荷さばき可能時間帯が異なる場合には、それぞれについて記載すること。

様式第2 (第6条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受 理 番 号	
※備 考	

## 変更届出書

年 月 日

長崎県知事様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
住所

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

### 記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更した事項
  - (変更前)
  - (変更後)
- 3 変更の年月日
- 4 変更する理由

(備考) 1 様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ※印の項は記載しないこと。

様式第3 (第7条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受 理 番 号	
※備 考	

## 変 更 届 出 書

年 月 日

長 崎 県 知 事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
住所

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

### 記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項  
(変更前)  
(変更後)
- 3 変更の年月日
- 4 変更する理由

(備考) 1 様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ※印の項は記載しないこと。

様式第4（第9条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受 理 番 号	
※備 考	

大規模小売店舗廃止届出書

年 月 日

長 崎 県 知 事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
住所

大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1000平方メートル以下となる日
- 5 変更する理由

（備考） 1 様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 ※印の項は記載しないこと。

様式第5 (第16条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受 理 番 号	
※備 考	

届出事項変更届出書

年 月 日

長崎県知事様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
住所

大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項  
(変更前)  
(変更後)
- 3 変更する理由

(備考) 1 様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 ※印の項は記載しないこと。

様式第6（第18条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受 理 番 号	
※備 考	

届出事項変更届出書

年 月 日

長崎県知事様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
住所

大規模小売店舗立地法第9条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項  
(変更前)  
(変更後)
- 3 変更する理由

(備考) 1 様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 ※印の項は記載しないこと。

様式第7 (第19条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受 理 番 号	
※備 考	

承 繼 届 出 書

年 月 日

長 崎 県 知 事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
住所

大規模小売店舗立地法第11条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併があった年月日
- 3 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併前に届出をした者の氏名又は名称並びに住所
- 4 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の理由
- 5 大規模小売店舗内の譲渡、相続又は合併に係る店舗面積

- (備考) 1 様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の事実を証する書類を添付すること。  
3 ※印の項は記載しないこと。

※受理年月日	年 月 日
※受 理 番 号	
※備 考	

## 大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書

年 月 日

長崎県知事様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
住所

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項（法附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり届け出ます。

## 記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
  - (変更前)
  - (変更後)
- 3 変更する年月日
- 4 以下に掲げるもののうち、上記2の変更に係るもの以外の事項
  - (1)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (2)大規模小売店舗内の店舗面積の合計
  - (3)大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - ①駐車場の位置及び収容台数
    - ②駐輪場の位置及び収容台数
    - ③荷さばき施設の位置及び面積
    - ④廃棄物等の保管施設の位置及び容量
  - (4)大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - ①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - ②来客が駐車場を利用することができる時間帯
    - ③駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - ④荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- (備考) 1 様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 ※印の項は記載しないこと。

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

## 軽微変更申出書

年 月 日

○○県知事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
住所

大規模小売店舗立地法第 一条第 項の規定に基づく変更の届出（平成 年 月 日）について、同法第6条第4項ただし書の規定による軽微な変更として承認を受けたいので、下記のとおり申し出ます。  
記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
- 3 変更予定年月日
- 4 変更する理由
- 5 軽微な変更に該当する理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4 としてください。  
 2 ※印の項は記載しないでください。  
 3 この様式は、九州各県（沖縄県、政令市を除く。）共通のものであり、宛名を変えるだけで、そのまま他県でも使用することができます（左上部の様式番号は不要）。  
 4 県によっては運用により、法に基づく変更の届出を行う前に本申出書を提出する場合がありますので、その場合は本文中の届出日については、届出予定の日付を記載してください。

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

取下げ書

年 月 日

○○県知事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
住所

下記店舗に係る平成 年 月 日付けの大規模小売店舗立地法第 条第 項の規定に基づく届出について、下記の理由により取下げます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 取下げの理由

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4 としてください。  
2 ※印の項は記載しないでください。

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

## 掲示による説明会申出書

年 月 日

○○県知事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
住所

大規模小売店舗立地法第 条第 項の規定に基づく変更の届出（平成 年 月 日）に関し、届出等の要旨を掲示することをもって説明会とすることを承認されるよう、大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

## 記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更する事項
  - (変更前)
  - (変更後)
- 3 変更予定年月日
- 4 当該変更が周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないと考える理由
- 5 届出事項等の掲示期間及び掲示場所

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4 としてください。  
 2 ※印の項は記載しないでください。  
 3 この様式は、九州各県（沖縄県、政令市を除く。）共通のものであり、宛名を変えるだけで、そのまま他県でも使用することができます（左上部の様式番号は不要）。

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

## 説明会開催不能申出書

年 月 日

○○県知事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
住所

年 月 日の公告に係る説明会の開催について、大規模小売店舗立地法第7条第4項の規定による説明会開催不能の認定を受けたいので、下記のとおり申し出ます。

## 記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 説明会開催予定年月日及び場所
- 3 説明会を開催することができない事由
- 4 届出等の内容の周知方法

- (備考)
- 1 説明会を開催することができない事由の発生を証する資料を添付してください。
  - 2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。
  - 3 ※印の項は記載しないでください。
  - 4 この様式は、九州各県（沖縄県、政令市を除く。）共通のものであり、宛名を変えるだけで、そのまま他県でも使用することができます（左上部の様式番号は不要）。

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

## 説明会等実施状況報告書

年 月 日

○○県知事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
住所大規模小売店舗立地法第7条第1項に規定する説明会等の実施状況について、下記のとおり報告します。  
記

項目	内 容	
大規模小売店舗の名称		
大規模小売店舗の所在地		
開催の周知（方法・内容・時期）		
説明会	開催日時	年 月 日 ( ) 時 分から 時 分
	開催場所	
	説明者（設置者側出席者）	
	出席者	名（別添出席者名簿のとおり）
	議事の概要	
	陳述意見・質疑	
	応答内容	
第2回	(同上)	
第3回	(同上)	
説明会未実施の場合の代替措置	代替措置の概要	
	代替措置の実施日	
その他特記事項		

（備考） 1 法第7条第4項の規定による説明会開催不能の認定を受けた場合、又は、法施行規則第11条第2項の規定に基づき、届出等の要旨を掲示することをもって説明会とすることの承認を受けた場合は、「説明会未実施の場合の代替措置」欄に説明会の代替措置の概要及び代替措置の実施日について、記載するのに加えて、「その他特記事項」欄にインターネット上で行った掲示の掲載先URLを記載してください。なお、法第7条第4項の規定による説明会開催不能の認定を受けた場合は、「説明会」欄についても実施予定であった説明会の概要について可能な限り記載してください。

2 下記の資料を添付してください。

(1) 説明会で配布した資料

(2) 説明会の開催公告を行った媒体の写し、又は法施行規則第11条第2項の規定に基づき、届出等の要旨を掲示することをもって説明会とすることの承認を受けた場合、届出等の要旨を掲載した媒体の写し（※）に加え、インターネット上で掲示を行ったページの画面キャプチャ

※市町村の公報又は広報誌、新聞紙、チラシ、出店予定地等に設置した掲示板の写真等

(3) その他知事が必要と認めるもの

※県によっては、新聞掲載（折込）を実施したことが確認できる資料として、新聞聞配達地区別配布枚数の一覧、配布範囲を示した図面及び配布費用に係る領収書又は請求書の写し等が必要なところもありますので、事前にご確認ください。

3 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

4 ※印の項は記載しないでください。

(別添)

## 地元説明会参加者一覧表

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
2 地元説明会開催日時及び開催場所

開催日時 年 月 日 ( ) : ~  
開催場所

- ### 3 地元説明会参加者

氏 名	住 所

\*地元説明会参加者の方へ

氏名欄、住所欄への記入は任意ですので、記入されなくても構いません。

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

## 意 見 書

年 月 日

○○県知事 様

市 町 村 長

年 月 日付け 第 号で照会のあった大規模小売店舗の届出について、下記のとおり意見を申し述べます。

## 記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 意 見

※大規模小売店舗を設置する者が「その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項」について、「指針」に基づき意見を記載してください。

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。  
 2 ※印の項は記載しないでください。  
 3 この様式は、九州各県（沖縄県、政令市を除く。）共通のものであり、宛名を変えるだけで、そのまま他県でも使用することができます（左上部の様式番号は不要）。

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

## 意 見 書

年 月 日

○○県知事 様

氏名又は団体名及び団体にあってはその代表者の氏名  
住所・所在地

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、意見を提出します。

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

## 2 意見

- (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
- (4) 防災・防犯対策への協力
- (5) 騒音の発生に係る事項
- (6) 廃棄物に係る事項等
- (7) 街並みづくり等への配慮等
- (8) その他

## 3 氏名又は団体名及び団体にあってはその代表者の氏名、住所・所在地の公表（公告・縦覧）について（どちらかに○印をつけてください。）

- ・公表してもよい
- ・公表してほしくない

## ○意見書の記載及び提出について

- 1 日本語で記載してください。
- 2 意見を述べるにあたっては、その理由を記載してください。
- 3 述べられた意見については、大規模小売店舗立地法第8条第3項の規定に基づき、その概要を県の方で公告するとともに、提出された意見書を縦覧に供します。
- 4 意見書の提出は、届出の公告の日から4月以内となっていますので、提出期限にご注意ください。

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。  
 2 ※印の項は記載しないでください。  
 3 この様式は、九州各県（沖縄県、政令市を除く。）共通のものであり、宛名を変えるだけで、そのまま他県でも使用することができます（左上部の様式番号は不要）。

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

届出事項を変更しない旨の通知書

年 月 日

○○県知事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
住所

年 月 日付け 第 号で通知のあった大規模小売店舗立地法第8条第4項に基づく意見に対し、届出事項の変更は行わないこととしたので、同法同条第7項の規定により通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しない理由

- (備考)
- 1 変更しない理由に関する資料を添付してください。
  - 2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。
  - 3 ※印の項は記載しないでください。

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

届出事項を変更しない旨の通知書

年 月 日

○○県知事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
住所

年 月 日付け 第 号で通知のあった大規模小売店舗立地法第9条第1項の規定による勧告に対し、届出事項の変更は行わないこととしたので通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しない理由

- (備考) 1 変更しない理由に関する資料を添付してください。  
2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4 としてください。  
3 ※印の項は記載しないでください。

## 第4部 関 係 法 令 等

1. 大規模小売店舗立地法	-----	81
2. 大規模小売店舗立地法の施行期日を定める政令	-----	88
3. 大規模小売店舗立地法施行令	-----	88
4. 大規模小売店舗立地法施行規則	-----	89
5. 長崎県大規模小売店舗立地法運用手続要綱	-----	92
6. 長崎県大規模小売店舗立地法事務手続要領	-----	96

# 1. 出店計画概要書の記載について

出店計画概要書は、下記の場合の事前相談及び届出時の添付書類に使用します。

- ① 大規模小売店舗を新設する場合（法第5条第1項の届出）
- ② 施設等に関する届出事項の変更の場合（法第6条第2項の届出）
- ③ 法の施行前に大規模小売店舗であったものが施設等に関する変更を行う場合  
(法附則第5条第1項の届出)

## 2. 記載例

【注】この様式は九州各県（沖縄県及び政令市除く）統一様式ですが、夜間最大騒音レベルの測定時間帯や各添付図面は各県毎に異なっております。  
作成される場合には、各県担当者にご確認下さい。



# 大規模小売店舗立地法

(平成10年 6月 3日法律第 91号)

改正 平成11年 4月23日法律第 34号

平成11年12月22日法律第160号

平成12年 5月31日法律第 91号

## (目的)

第一条 この法律は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律において「店舗面積」とは、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。）を行うための店舗の用に供される床面積をいう。

2 この法律において「大規模小売店舗」とは、一の建物（一の建物として政令で定めるものを含む。）であって、その建物内の店舗面積の合計が次条第一項又は第二項の基準面積を超えるものをいう。

## (基準面積)

第三条 基準面積は、政令で定める。

2 都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、その生活環境から判断して、前項の基準面積を超える他の基準面積とすることが適切であると認められる区域があるときは、当該区域について、条例で、周辺の地域の生活環境の保持に必要かつ十分な程度において、同項の基準面積に代えて適用すべき基準面積を定めることができる。

3 前項の条例においては、併せて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

## (指針)

第四条 経済産業大臣は、関係行政機関の長に協議して、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持を通じた小売業の健全な発達を図る観点から、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（以下「指針」という。）を定め、これを公表するものとする。

2 指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項
- 二 大規模小売店舗の施設（店舗及びこれに附属する施設で経済産業省令で定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の配置及び運営方法に関する事項であって、次に掲げるもの
  - イ 駐車需要の充足その他のによる大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項
  - ロ 騒音の発生その他のによる大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

## (大規模小売店舗の新設に関する届出等)

第五条 大規模小売店舗の新設（建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより大規模小売店舗となる場合を含む。以下同じ。）をする者（小売業を行うための店舗以外の用に供し又は供させるためその建物の一部の新設をする者があるときはその者を除くものとし、小売業を行うための店舗の用に供し又は供させるためその建物の一部を新設する者又は設置している者があるときはその者を含む。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、次の事項を当該大規模小売店舗の所在地の属する都道府県（以下単に「都道府県」という。）に届け出なければならない。

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - 三 大規模小売店舗の新設をする日
  - 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
  - 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの
  - 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの
- 2 前項の規定による届出には、経済産業省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。
- 3 都道府県は、第一項の規定による届出があったときは、経済産業省令で定めるところにより、速やかに、同項各号に掲げる事項の概要、届出年月日及び縦覧場所を公告するとともに、当該届出及び前項の添付書類を公告の日から四月間縦覧に供しなければならない。
- 4 第一項の規定による届出をした者は、当該届出の日から八月を経過した後でなければ、当該届出に係る大規模小売店舗の新設をしてはならない。

(変更の届出)

- 第六条 前条第一項の規定による届出があった大規模小売店舗について、当該届出に係る同項第一号又は第二号に掲げる事項の変更があったときは、当該大規模小売店舗を新設する者又は設置している者は、遅滞なく、その旨を都道府県に届け出なければならない。
- 2 前条第一項の規定による届出があった大規模小売店舗について、当該届出に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項の変更があるときは、当該大規模小売店舗を新設する者又は設置している者は、あらかじめ、その旨を都道府県に届け出なければならない。ただし、経済産業省令で定める変更については、この限りでない。
- 3 前条第二項の規定は前項の規定による届出に、同条第三項の規定は前二項の規定による届出について準用する。
- 4 前条第一項第三号から第五号までに掲げる事項に係る第二項の規定による届出をした者は、当該届出の日から八月を経過した後でなければ、当該届出に係る変更を行ってはならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を第三条第一項の基準面積（同条第二項の規定により他の基準面積が定められた区域にあっては、当該他の基準面積）以下とする者は、その旨を都道府県に届け出なければならない。
- 6 都道府県は、前項の規定による届出があったときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(説明会の開催等)

- 第七条 第五条第一項又は前条第二項の規定による届出（同条第四項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更に係る届出を除く。以下同じ。）をした者は、経済産業省令で定めるところにより、当該届出をした日から二月以内に、当該届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町村（以下単に「市町村」という。）内において、当該届出及び第五条第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の添付書類（第四項において「届出等」という。）の内容を周知させるための説明会（以下この条において「説明会」という。）を開催しなければならない。
- 2 前項の規定により説明会を開催する者（以下この条において「説明会開催者」という。）は、その開催を予定する日時及び場所を定め、経済産業省令で定めるところにより、これらを当該説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。
- 3 説明会開催者は、説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、都道府県及び市町村の意見を聴くことができる。

4 説明会開催者は、その責めに帰することができない事由であつて経済産業省令で定めるものにより、第二項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、説明会開催者は、経済産業省令で定めるところにより、届出等の内容を周知させるように努めなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、説明会の開催に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。  
(都道府県の意見等)

第八条 都道府県は、第五条第三項（第六条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による公告をしたときは、速やかに、その旨を市町村に通知し、当該公告の日から四月以内に、市町村から当該公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を聴かなければならない。

2 第五条第三項の規定による公告があったときは、市町村の区域内に居住する者、市町村において事業活動を行う者、市町村の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の市町村に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から四月以内に、都道府県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

3 都道府県は、経済産業省令で定めるところにより、第一項の規定により市町村から聴取した意見及び前項の規定により述べられた意見の概要を公告し、これらの意見を公告の日から一月間縦覧に供しなければならない。

4 都道府県は、第五条第一項又は第六条第二項の規定による届出があった日から八月以内に、第一項の規定により市町村から聴取した意見及び第二項の規定により述べられた意見に配意し、及び指針を勘案しつつ、当該届出をした者に対し、当該届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を有する場合には当該意見を書面により述べるものとし、意見を有しない場合にはその旨を通知するものとする。

5 都道府県が前項の規定により意見を有しない旨を通知した場合は、第五条第四項及び第六条第四項の規定は、適用しない。

6 都道府県は、経済産業省令で定めるところにより、第四項の規定により述べた意見の概要を公告し、当該意見を公告の日から一月間縦覧に供しなければならない。

7 第五条第一項又は第六条第二項の規定による届出をした者は、第四項の規定により意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、都道府県に対し、当該届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を行うものとする。

8 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

9 第四項の規定により意見が述べられた場合には、第五条第四項又は第六条第四項の規定にかかわらず、第五条第一項の規定による届出又は同項第三号から第五号までに掲げる事項に係る第六条第二項の規定による届出をした者は、第七項の規定による届出又は通知の日から二月を経過した後でなければ、それぞれ、当該届出に係る大規模小売店舗の新設をし、又は当該届出に係る変更を行ってはならない。

10 第六条の規定は、第七項の規定による届出については、これを適用しない。

(都道府県の勧告等)

第九条 都道府県は、前条第七項の規定による届出又は通知の内容が、同条第四項の規定により都道府県が述べた意見を適正に反映しておらず、当該届出又は通知に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるとときは、市町村の意見を聴き、及び指針を勘案しつつ、当該届出又は通知がなされた日から二月以内に限り、理由を付して、第五条第一項又は第六条第二項の規定による届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 前項の規定による勧告の内容は、同項に規定する事態の発生を回避するために必要な限度を超えないものであり、かつ、第五条第一項又は第六条第二項の規定による届出をした者の利益を不当に害するおそれがないものでなければならぬ。
- 3 都道府県は、第一項の規定による勧告をしたときは、当該勧告を市町村に通知するとともに、経済産業省令で定めるところにより、当該勧告の内容を公告しなければならない。
- 4 都道府県から第一項の規定による勧告を受けた者は、当該勧告を踏まえ、都道府県に、必要な変更に係る届出を行うものとする。
- 5 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
- 6 第六条の規定は、第四項の規定による届出については、これを適用しない。
- 7 都道府県は、第一項の規定による勧告をした場合において、当該勧告に係る届出をした者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

（生活環境の保持の配慮）

第十条 第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項又は前条第四項の規定による届出をした者は、その届け出たところにより、その大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮をして当該大規模小売店舗を維持し、及び運営しなければならない。

- 2 大規模小売店舗において事業活動を行う小売業者は、前項の規定による届出に係る事項の円滑な実施に協力するよう努めなければならない。

（承継）

第十一条 第五条第一項若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定による届出、第八条第七項の規定による届出若しくは通知又は第九条第四項の規定による届出をした者から当該届出又は通知に係る大規模小売店舗を譲り受けた者は、当該大規模小売店舗に係る当該届出又は通知をした者の地位を承継する。

- 2 第五条第一項若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定による届出、第八条第七項の規定による届出若しくは通知又は第九条第四項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（当該届出又は通知に係る大規模小売店舗を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該大規模小売店舗を承継した法人は、当該届出又は通知をした者の地位を承継する。
- 3 前二項の規定により第五条第一項若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定による届出、第八条第七項の規定による届出若しくは通知又は第九条第四項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県に届け出なければならない。

（関係行政機関の協力）

第十二条 都道府県は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、協力を求めることができる。

（地方公共団体の施策）

第十三条 地方公共団体は、小売業を行うための店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境を保持するために必要な施策を講ずる場合においては、地域的な需給状況を勘案することなく、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。

（報告の徴収）

第十四条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、大規模小売店舗を設置する者に対して報告を求めることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により大規模小売店舗を設置する者に対して報告を求める場合において、特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、政令で定めるところにより、当該大規模小売店舗において小売業を行う者に対し、参考となるべき報告を求めることができる。

（大都市の特例）

第十五条 この法律の規定により都道府県又は都道府県知事が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、指定都市又は指定都市の長が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

（経過措置）

第十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（罰則）

第十七条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出を行い、又は同条第二項（第六条第三項、第八条第八項及び第九条第五項において準用する場合を含む。）の添付書類であって、虚偽の記載のあるものを提出した者
- 二 第六条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を行った者
- 三 第八条第七項又は第九条第四項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

第十八条 第五条第四項、第六条第四項又は第八条第九項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十九条 第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第二十一条 第六条第一項若しくは第五項又は第十一条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の廃止）

第二条 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）は、廃止する。

（輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律の廃止）

第三条 輸入品専門売場の設置に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の特例に関する法律（平成三年法律第八十一号）は、廃止する。

（経過措置）

第四条 この法律の施行前にされた附則第二条の規定による廃止前の大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（以下「旧法」という。）第三条第二項若しくは第三項の規定による公示に係る小売業の営業開始若しくは店舗面積の増加の制限又は旧法第五条第一項、第六条第一項若しくは第二項若しくは第九条第一項から第三項までの規定による届出、届出に係る変更、承継、勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令、営業を停止すべき旨の命令若しくは報告若しくは立入検査については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行の際現に大規模小売店舗を設置している者は、当該大規模小売店舗について第五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更であってこの法律の施行の日以後最初に行われるもの（この法律の施行の日から八月を経過する日までの間に、旧法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出に係る営業の開始又は店舗面積の増加をすることにより店舗面積の合計がこの法律の施行の日における店舗面積の合計を超えることとなる大規模小売店舗については、その営業の開始又は店舗面積の増加の日以後最初に行われるもの）をしようとするときは、その旨及び第五条第一項第一号、第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項で当該変更に係るもの以外のものを都道府県に届け出なければならない。

2 旧法第三条第二項又は第三項の規定による公示に係る建物であって、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者がこの法律の施行の日から八月を経過する日までの間に、当該届出に係る営業の開始又は店舗面積の増加をすることにより大規模小売店舗に該当することとなるものの新設をする者については、第五条第一項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定は、前項の大規模小売店舗を設置する者が、当該大規模小売店舗について第五条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更であって前項の規定による営業の開始又は店舗面積の増加の日以後最初に行われるものをしようとする場合について準用する。

4 第一項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による変更に係る事項の届出は、第六条第二項の規定による届出とみなす。

5 第一項の規定による届出のうち変更に係る事項以外のものの届出は、第六条第一項及び第二項、第十条第一項並びに第十二条の規定の適用については、第五条第一項の規定による届出とみなす。

第六条 前条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、百万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第七条 この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条 附則第四条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（小売商業調整特別措置法の一部改正）

第九条 小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一項中「（大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第百九号）第二条第二項に規定する大規模小売店舗（以下「大規模小売店舗」という。）において行われるもの）を除く。」を削る。

第十六条の二第一項中「（大規模小売店舗において行われるもの）を除く。」を削る。

第十七条中「及び大規模小売店舗において小売業を営む者とその周辺の中小小売商との間に生じたもの」を削る。

第十八条の次に次の一条を加える。

（地方公共団体の施策）

第十八条の二 地方公共団体は、小売業の事業活動の調整に関し必要な施策を講ずる場合においては、この法律の趣旨を尊重して行うものとする。

（通商産業省設置法の一部改正）

第十条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二十号を次のように改める。

二十 削除

附 則（平成11年4月23日法律第34号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成12年5月31日法律第91号）

（施行期日）

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。

## 大規模小売店舗立地法の施行期日を定める政令

(平成10年10月16日政令第326号)

大規模小売店舗立地法の施行期日は、平成十二年六月一日とする。ただし、同法第二条から第四条までの規定の施行期日は、平成十一年五月一日とする。

## 大規模小売店舗立地法施行令

(平成10年10月16日政令第327号)

### (一の建物)

第一条 大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第二条第二項の一の建物として政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）
- 二 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物
- 三 一の建物（前二号に掲げるものを含む。）とその附属建物をあわせたもの

### （基準面積）

第二条 法第三条第一項の政令で定める面積は、千平方メートルとする。

### （届出の方法）

第三条 法第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設の届出は、当該新設をする者がするものとする。この場合において、その者が二人以上である場合には、これらの者の全部又は一部が共同してすることができる。

### （報告の徴収）

第四条 法第十四条第一項の規定により、都道府県知事は、大規模小売店舗を設置する者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。

- 一 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他業務の利便の確保のために講じている措置に関する事項
  - 二 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために講じている措置に関する事項
- 2 法第十四条第二項の規定により、都道府県知事は、大規模小売店舗において小売業を行う者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。

- 一 当該小売業の開始日
- 二 当該小売業を行う者の店舗の店舗面積及び位置に関する事項
- 三 当該小売業を行う者の店舗の運営方法に関する事項

### 附 則

この政令は、法の施行の日（平成十二年六月一日）から施行する。ただし、第一条及び第二条の規定は、法第二条から第四条までの規定の施行の日（平成十一年五月一日）から施行する。

## 大規模小売店舗立地法施行規則

(平成11年 6月10日通商産業省令第 62号)

改正 平成11年10月 6日通商産業省令第 91号  
平成12年 7月 7日通商産業省令第136号  
平成12年10月31日通商産業省令第271号  
平成13年 3月29日経済産業省令第 99号  
平成13年 3月30日経済産業省令第127号  
平成13年 5月28日経済産業省令第165号  
平成15年 3月31日経済産業省令第 42号  
平成17年 3月 7日経済産業省令第 14号

### (用語)

第一条 この省令において使用する用語は、大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

### （店舗に附属する施設）

第二条 法第四条第二項第二号の経済産業省令で定める店舗に附属する施設は、駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物（以下この条において「廃棄物」という。）及び資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の保管施設及び廃棄物の処理施設とする。

### （大規模小売店舗の新設に関する届出）

第三条 法第五条第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 駐車場の位置及び収容台数
  - 二 駐輪場の位置及び収容台数
  - 三 荷さばき施設の位置及び面積
  - 四 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- 2 法第五条第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - 二 来客が駐車場を利用することができる時間帯
  - 三 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
  - 四 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- 3 法第五条第一項の規定による届出は、様式第一の届出書を提出してしなければならない。

### （大規模小売店舗の新設に関する届出の添付書類）

第四条 法第五条第二項（法第六条第三項、第八条第八項及び第九条第五項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、都道府県は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第四項、第五項、第六項又は第三十条の八第一項の規定により法第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項、第九条第四項又は附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の届出をしようとする者に係る住民基本台帳法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報を利用することができないとき、又は当該情報の提供を受けることができないときは、法第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項、第九条第四項又は附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の届出をしようとする者が個人である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

- 一 法人にあってはその登記事項証明書
  - 二 主として販売する物品の種類
  - 三 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
  - 四 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
  - 五 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
- 六 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法
- 七 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
- 八 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面
- 九 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面
- 十 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

十一 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠

十二 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

2 前項第四号、第五号及び第十号から第十二号までに掲げる予測は、一般的な技術水準を勘案して合理的と認められる手法により行うものとする。

(大規模小売店舗の新設に関する届出の公告)

第五条 法第五条第三項（法第六条第三項、第八条第八項及び第九条第五項において準用する

場合を含む。）の規定による公告は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法により行うものとする。

(変更の届出)

第六条 法第六条第一項の規定による届出は、様式第二の届出書を提出してしなければならない。

第七条 法第六条第二項の経済産業省令で定める変更は、一時的な変更又は次の各号に掲げるものとする。

一 大規模小売店舗の新設をする日の縲下げを行うもの

二 都道府県が法第八条第四項の規定により意見を有しない旨を通知した場合において、大規模小売店舗の新設をする日の縲上げを行うもの

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させるもの

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させるものであって、増加後の店舗面積の合計が、次  
のイ又はロに掲げる場合に応じ当該イ又はロに掲げる店舗面積の合計（以下「基礎面積」という。）  
に千平方メートル又は基礎面積の一割に相当する面積のいずれか小さい面積を加えた面積を超えないもの

イ 法第五条第一項の規定による届出をしている場合であって、法第六条第二項の規定による届出  
をしていないとき当該届出に係る店舗面積の合計

ロ 法第六条第二項の規定による届出をしている場合当該届出に係る店舗面積の増加をした後の店  
舗面積の合計

五 駐車場又は駐輪場の収容台数を増加させるもの

六 荷さばき施設の面積を増加させるもの

七 廃棄物等の保管施設の容量を増加させるもの

八 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の縲下げ又は閉店時刻の縲上げを行うもの

2 法第六条第二項の規定による届出は、様式第三の届出書を提出してしなければならない。

(軽微な変更)

第八条 法第六条第四項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、店舗に附属する施設の位置の  
変更であって、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないと都道府県が認めるものとする。

(廃止の届出)

第九条 法第六条第五項の規定による届出は、様式第四の届出書を提出してしなければならない。

第十条 法第六条第六項の規定による公告は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法に  
より行うものとする。

(説明会)

第十二条 法第七条第一項の規定による説明会は、大規模小売店舗の所在地の周辺の施設において、当  
該大規模小売店舗の所在地の属する市町村の区域内に居住する者等を対象に、一回開催するものとす  
る。ただし、都道府県が、当該大規模小売店舗の立地がその周辺の地域の生活環境に与える影響が大  
きいため相当数の者が説明会に参加することが必要と認める場合には、三回を上限として都道府県が  
指定する回数開催するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第六条第二項の変更の場合であって、都道府県が大規模小売店舗の周  
辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないため前項の方法による説明会を開催する必要がない  
と認めるときには、法第七条第一項の規定による説明会は、説明会開催者が、当該大規模小売店舗の立  
地する敷地内の見やすい場所に、届出等の要旨を掲示することにより行うものとする。

第十二条 法第七条第二項の規定による公告は、次に掲げる方法のうちいずれかにより行うものとする。

一 都道府県の協力を得て、都道府県の公報又は広報紙に掲載すること

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること

三 前二号に掲げるもののほか、都道府県が適切と認める方法

第十三条 法第七条第四項の経済産業省令で定める事由は、次に掲げる事由であって都道府県が認める

ものとする。

- 一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること
  - 二 説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないこと
- 2 法第七条第四項の規定による周知は、次に掲げる方法のうちいずれかにより行うものとする。
- 一 市町村の協力を得て、届出等の要旨を市町村の公報又は広報紙に掲載すること
  - 二 届出等の要旨を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること
  - 三 前二号に掲げるもののほか、届出等の内容を周知させるための方法として都道府県が適切と認めるもの

（都道府県の意見等の公告）

第十四条 法第八条第三項の規定による公告は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法により行うものとする。

第十五条 法第八条第六項の規定による公告は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法により行うものとする。

（都道府県の意見に係る変更の届出等）

第十六条 法第八条第七項の規定による届出は、様式第五の届出書を提出してしなければならない。

（都道府県の勧告等の公告）

第十七条 法第九条第三項の規定による公告は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法により行うものとする。

（都道府県の勧告に係る変更の届出）

第十八条 法第九条第四項の規定による届出は、様式第六の届出書を提出してしなければならない。

（承継）

第十九条 法第十一条第三項の規定による届出は、様式第七の届出書を提出してしなければならない。

（経過措置に係る届出）

第二十条 法附則第五条第一項（法附則第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第八の届出書を提出してしなければならない。

附 則

1 この省令は、平成十一年六月十一日から施行する。

2 法附則第五条第四項の規定により法第六条第二項の規定による届出とみなされる法附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る変更を行う場合における第八条の規定の適用については、同条中「店舗に附属する施設の位置の変更」とあるのは、「一時的な変更、店舗に附属する施設の位置の変更又は大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させる変更」とする。

附 則（平成一一年一〇月六日通商産業省令第九一号）

この省令は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則（平成一二年七月七日通商産業省令第一三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年一〇月三一日通商産業省令第二七一号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一三年三月二九日経済産業省令第九九号）

（施行期日）

1 この省令は、商法等の一部を改正する法律及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附 則（平成一三年三月三〇日経済産業省令第一二七号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年五月二八日経済産業省令第一六五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年三月三一日経済産業省令第四二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年三月四日経済産業省令第一四号）

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

## 長崎県大規模小売店舗立地法運用手続要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号、以下「法」という。）の運用に関し、長崎県における法の運用方針及び必要な事務手続きについて定めるものとする。

### (用語)

第 2 条 この要綱において用いる用語は、特に定めるもののほか、法、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号、以下「施行令」という。）、大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号、以下「施行規則」という。）において用いる用語の例による。

### (事前相談)

第 3 条 知事は、法第5条第1項、法第6条第2項、法附則第5条第1項（法附則第5条第3項において準用する場合を含む。次条も同じ。）の規定による届出を行う者（以下「届出者」）という。）から事前に相談があった場合は、その相談を受けるものとする。

2 知事は、前項の事前相談を行う場合、届出者に対し、届出の内容を確認するための資料を求めることができる。

### (大規模小売店舗の新設等に関する届出)

第 4 条 次の各号に掲げる届出及び書類の提出部数は、原則として12部とする。

- (1) 法第5条第1項の規定による新設の届出
- (2) 法第5条第2項（法第6条第3項、法第8条第8項、法第9条第5項において準用する場合を含む。）の規定による添付書類
- (3) 法第6条第2項の規定による変更の届出
- (4) 法第8条第7項の規定による知事の意見を踏まえた変更の届出
- (5) 法第9条第4項の規定による知事の勧告を踏まえた変更の届出
- (6) 法附則第5条第1項の規定による既存店舗の変更の届出

2 次の各号に掲げる届出及び通知の提出部数は、持参、郵送又は知事が適当と認める方法により提出するものとする。

なお、持参、郵送の場合の提出部数は7部とする。

- (1) 法第6条第1項の規定による変更の届出

3 次の各号に掲げる届出及び通知の提出部数は、持参、郵送又は知事が適当と認める方法により提出するものとする。なお、持参、郵送の場合の提出部数は3部とする。

- (1) 法第6条第5項の規定による廃止の届出
- (2) 法第8条第7項の規定による知事の意見に対し変更しない旨の通知
- (3) 法第11条第3項の規定による承継の届出

### (届出等の公告)

第 5 条 法第5条第3項（法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合を含む。次条も同じ。）法第6条第6項、法第8条第3項、法第8条第6項及び法第9条第3項の規定による公告は、県ホームページへの掲載によるものとする。

(届出等の縦覧)

第 6 条 法第5条第3項、法第8条第3項及び法第8条第6項の規定による縦覧を行う場所は、次のとおりとする。

- (1) 県庁
- (2) 届出に係る大規模小売店舗が立地する市町（以下「市町」という）
- (3) その他知事が必要と認める場所

(軽微変更)

第 7 条 届出者は、法第6条第4項ただし書きの規定による軽微な変更（以下「軽微変更」という。）として法第6条第2項に規定する届出をする場合、当該届出の日までに、知事に対し、軽微変更申出書を3部提出するものとする。

2 知事は、前項の申出書の内容を審査し、届出事項の内容が施行規則第8条の規定による軽微変更の事由に該当すると認め、又は認めないと決定したときは、その旨を書面により届出者に通知するものとする。

(取下げ)

第 8 条 届出者は、法第5条第1項、法第6条第1項、法第6条第2項、法第6条第5項、法第8条第7項、法第9条第4項、法第11条第3項又は法附則第5条第1項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定による届出を取下げる場合、知事に対し、取下げ書を3部提出するものとする。

(説明会の開催回数の指定)

第 9 条 知事は、施行規則第11条第1項ただし書きの規定により法第7条第1項で規定する説明会の開催が複数回必要と認める場合は、届出者に書面により説明会の回数を指定するものとする。

(掲示による説明会)

第10条 届出者は、施行規則第11条第2項の規定により法第7条第1項で規定する説明会を掲示により行おうとして法第6条第2項に規定する届出をする場合、当該届出の日までに、知事に対し掲示による説明会申出書を持参、郵送又は知事が適当と認める方法により提出するものとする。

なお、持参、郵送の場合の提出部数は3部提出するものとする。

2 知事は、前項の届出書の内容を審査し、説明会を掲示により行うことを認め、又は認めないと決定したときは、その旨を書面により届出者に通知するものとする。

(説明会の開催公告及び周知)

第11条 法第7条第2項に規定する説明会の開催の公告は、次の各号の方法により行うものとする。

- (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載又は折り込み広告
- (2) その他知事が必要と認める方法

(説明会開催不能の措置)

第12条 届出者は、施行規則第13条第1項の規定により、法第7条第2項の規定による公告をした説明会を開催する事ができない場合、知事に対し、説明会開催不能申出書を3部提出するものとする。

2 知事は、前項の事由書の内容を審査し、施行規則第13条第1項の事由に該当

すると認め、又は認めないことを決定したときは、その旨を書面により届出者に通知するものとする。

3 法第7条第4項の規定による周知は、市町の範囲において行うものとし、次の各号の方法により行うものとする。

(1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載又は折り込み広告

(2) その他知事が必要と認める方法

4 届出者は、出店地から半径1km以内に他の市町が含まれる場合は、その区域も含め前項の規定による周知を行うものとする。

#### (説明会実施状況報告)

第13条 知事は、法第7条第1項の規定による説明会が開催された場合（施行規則第

11条第2項の規定による掲示及び法第7条第4項の規定による周知を行った場合を含む。）、届出者に対し、速やかに説明会等実施状況報告書を3部提出するよう求めるものとする。

#### (意見書の提出)

第14条 法第8条第1項に規定する知事が求める市町長の意見は意見書によるものとし、意見がない場合もその旨を意見書により通知するものとする。

2 法第8条第2項に規定する住民等の意見は意見書によるものとし、県庁に持参、郵送又は知事が適当と認める方法により提出するものとする。

#### (意見書の公告及び縦覧)

第15条 知事は、法第8条第2項の規定により述べられた意見のうち、個人情報の保持又は公序良俗に反すると認められるものについては、その全部又は一部について法第8条第3項の規定による公告及び縦覧を行わないものとすることができる。

#### (県の意見がない場合の通知)

第16条 知事は、法第8条第4項の規定に基づき意見がない場合は、届出者に対してその旨を書面により通知するものとする。

#### (県の意見に対する添付書類の事項のみの変更)

第17条 届出者は、法第8条第7項の規定による県意見に対し、施行規則第4条各号に掲げる事項のみを変更しようとする場合にあっても、法第8条第7項の規定による届出を行うものとする。

#### (県の意見に対し変更しない旨の通知)

第18条 届出者は、法第8条第7項の規定により変更しない旨の通知を行う場合、知事に対し、届出事項を変更しない旨の通知書を2部提出するものとする。

#### (勧告)

第19条 知事は、法第9条第4項の規定に基づき勧告する場合は、届出者に対して書面により勧告を行うものとし、勧告しない場合は、届出者に対して書面によりその旨を通知するものとする。

#### (勧告に対し変更しない旨の通知)

第20条 法第9条第4項の規定による届出を行わない届出者は、知事に対し届出事項を変更しない旨の通知書を2部提出するものとする。

(公表)

第21条 知事は、法第9条第7項の規定による公表を行う場合、その旨を届出者に対して通知するものとする。

2 法第9条第7項の公表は、県ホームページに掲載するほか、知事が適當と認める方法によるものとする。

(様式)

第22条 この要綱に基づく次の書面の様式は、別に定める。

- (1)第7条第1項の規定による軽微変更申出書
- (2)第8条の規定による取下げ書
- (3)第10条第1項の規定による掲示による説明会申出書
- (4)第12条第1項の規定による説明会開催不能申出書
- (5)第13条の規定による説明会等実施状況報告書
- (6)第14条第1項の規定による意見書（市町長）
- (7)第14条第2項の規定による意見書（住民等）
- (8)第18条の規定による届出事項を変更しない旨の通知書（県意見）
- (9)第20条の規定による届出事項を変更しない旨の通知書（県勧告）

附則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附則 (平成15年7月7日一部改正)

この要綱は、平成15年7月7日から施行する。

附則 (平成17年4月1日一部改正)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則 (平成21年4月1日一部改正)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則 (令和7年12月26日一部改正)

この要綱は、令和8年1月5日から施行する。

## 第5部 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき指針

# 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針

(平成19年2月1日経済産業省告示16号)

大規模小売店舗立地法は、大規模小売店舗が不特定多数の顧客を集め、大量の商品等の流通の要となる施設であり、また、生活利便施設として生活空間から一定の範囲内に立地するという特性を有することに着目し、大規模小売店舗の設置者（以下「設置者」という。）に対し特に周辺地域の生活環境の保持のため、その施設の配置及び運営方法について合理的な範囲内で配慮を求めるものである。

本指針は、設置者が大規模小売店舗立地法の届出に関し、大規模小売店舗の特性から、配慮することが求められている具体的な事項を示すものであり、設置者がその趣旨と内容を十分に理解するとともに、大規模小売店舗内の小売業者にも十分に周知し、協力を求めることが必要である。同時に、本指針は、大規模小売店舗立地法の運用に当たる都道府県、政令指定都市（以下「法運用主体」という。）はもとより同法の届出に係る大規模小売店舗の所在する市町村（以下「立地市町村」という。）、当該店舗の周辺地域の住民、事業者等（以下「地域の住民等」という。）にとっても、判断のよりどころになるものであり、これら関係者においても、本指針の趣旨、内容が十分に認識されることが不可欠である。

なお、本指針の内容は大規模小売店舗立地法の運用を行う上での基準を示すものではあるが、地域の事情は多種多様であることから、法運用主体が弾力的に判断し、運用を行うことが期待されているところである。その場合において法運用主体は、需給調整的な運用を行うことはもちろん、本指針の趣旨から合理的ではない負担を設置者に求めるようなことがあってはならず、また、運用の公平性、透明性が確保されるよう、地域の基準を予め明らかにすることが必要である。また、設置者及び小売業者は、小売業の地域密着型産業としての性質から、企業の社会的責任として、互いに協力し、周辺地域の生活環境の保持のために、本指針に基づき法的に配慮を求めていない事項についても、適切な対応を行うべきことは言うまでもない。さらに、設置者は、大規模小売店舗に小売店舗以外の施設が併設されている場合における小売店舗以外の施設（以下「併設施設」という。）の事業者においても同様の対応が求められている点に留意すべきである。

特に大型店の社会的責任の観点では、平成17年12月の産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会経営支援分科会商業部会合同会議の中間報告「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを目指して」において、大型店の社会的責任の一環として、大型店がまちづくりに自ら積極的に対応すべきとされ、さらに事業者による中心市街地の活性化への取組について、「中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）」第6条に責務規定が定められた。このような動きを踏まえ、関係業界団体において、地域経済団体等の活動への積極的な協力、地域の防災・防犯への対応、退店時における早期の情報提供等、まちづくりへの貢献に関する自主ガイドラインの策定に取り組んできたところであるが、個々の事業者においても自主的な取組を積極的に行うことが強く期待される。

このうえで、「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を目指し、大型店だけでなく、法運用主体、立地市町村、地域の住民等その他の関係者が連携し、それぞれの立場から積極的な貢献を行い、まちづくりのための多面的、総合的、継続的な取組が推進されることを強く期待する次第である。

## 一 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項

1. 設置者は、大規模小売店舗の立地地点の周辺の状況、都市計画及び中心市街地活性化基本計画等のまちづくりに関する公的な計画並びにそれらに基づく事業の趣旨及び内容について幅広く情報収集し、検討を行うべきであることは当然であるが、大規模小売店舗の立地に伴う周辺地域の生活環境への影響については、本指針の示すところにより、予め十分な調査・予測を行い、適切な対応を行うことが必要であり、特に、深夜に営業活動を行う場合、夜間の静穏な生活環境に対して大きな影響を及ぼすおそれがあることから、とりわけ慎重な対応を行うことが必要である。  
なお、この際に留意すべき事項や対応策の検討に当たって参考すべき事項は、二において定めるとおりである。
2. 設置者は、上記1.により対応を行うこととした事項について、大規模小売店舗立地法の定める説明会においては、地域の住民等への適切な説明を行うことが必要である。説明会は、地域の住民等の多くが参加できるよう開催の場所及び日時等に配慮するとともに、説明の中では、1.で行われた周辺地域の生活環境への影響についての調査の結果等一定の対応策を講ずるに至った背景事情を含め地域の住民等の理解が十分に得られるような説明をするよう努めることが必要である。
3. 設置者は、大規模小売店舗立地法の定める手続きを通じて述べられた法運用主体からの意見に対しては、誠意を持って対応し、その意見提出の背景となった生活環境上の問題の解消、軽減のため、合理的な措置を講ずるよう努め、また、その措置を講ずることとした理由又は講じないこととした理由について、データ等に基づく合理的な説明を行うよう努めることが必要である。
4. 設置者は、大規模小売店舗立地法の定める手続きの中で講ずることとした対応策については、誠実に実効ある措置を講ずることが必要である。また、対応策の内容によっては、設置者のみならず、大規模小売店舗内の小売業者、小売業者以外の事業者等関係者による対応が必要な場合が想定されるが、こうした事項について、設置者は、施設の管理規程や契約書等に明記するなどにより関係者に十分周知し、履行確保のための必要な措置を講ずることが必要である。こうした責任ある対応を図るという観点から、設置者、設置者の委託等を受けた施設の管理者、小売業者、小売業者以外の事業者等においては、一体となって周辺地域の生活環境の保持のための対応が継続的かつ着実に行われることが必要であり、責任者を任命することによって、これを監督・管理する体制を整備することが望ましい。
5. 大規模小売店舗立地法に定める手続きは、大規模小売店舗の開店若しくは施設変更等に先だって行われるものであるが、開店若しくは施設変更等の後においても、設置者は、当該店舗が周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払うことが必要である。特に、届出時に対応策の前提として調査・予測した結果と大きく乖離があり、対応が著しく不十分であった場合には再調査・再予測を行い、それに応じ、追加的な対応策を講ずるよう努めが必要である。また、年末や売り出しの時期、大規模小売店舗の開店時等来客や商品等の搬出入が特に頻繁になる時期においては、大規模小売店舗立地法に基づいて講ずることとした通常時の措置に加えて必要な措置を講ずるなど適切な対応を図ることが望ましい。

## 二 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項

### 1. 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他業務の利便の確保のために配慮すべき事項

大規模小売店舗における営業活動に伴って生ずる来客及び商品等の搬出入によって周辺地域において混雑等が生じ、地域の住民の生活の利便が損なわれたり、若しくは周辺で営業活動を行っている商業者等の事業者の業務上の利便が損なわれる場合がある。設置者は、施設の配置や運営に当たってはこうした生活環境上の問題を回避又は軽減することにより、地域の住民等の利便を確保するよう十分な配慮を払うことが必要である。このため、設置者は以下のような事項について配慮を行うこととする。

#### (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

設置者は、駐車需要の充足その他地域の住民等の利便の確保を図るため、必要な措置を講じるものとする。その際、大規模小売店舗に小売店舗以外の施設が併設されている場合には、施設全体として必要な措置を講じることが期待されている旨留意しなければならない。

以下に示した事項は、設置者が自らの判断と負担において対応を検討すべき項目を示したものであり、地域の住民等の交通上の利便の確保を図るためにには、道路、交差点等インフラの整備状況や信号調整等の交通規制の状況も踏まえて設置者としての対応策を検討することが必要である。このほか、大規模小売店舗の立地により新たな渋滞の発生が予測される場合等には、関係する地方公共団体や道路管理者・公安委員会において都市計画の見直しや付加車線の設置、信号設置、信号現示の調整等が必要となる場合もある。したがって、設置者は、大規模小売店舗立地法に基づく以下の対応策を検討するとともに、併せて道路管理者、公安委員会等の関係機関との間で関連する法令に係る所要の調整を行うことがあり得ることに留意しなければならない。

なお、上記の調整により、インフラの整備や交通規制が予定されている場合には、地域の住民等にとって、交通対策が十分であるか否かは、これらの実施状況を含めて判断されるものであることに留意しなければならない。また、設置者はこのような検討の基本となる周辺の交通状況に関するデータ等を含め、設置者としての取組の全体像を地域の住民等に対して充分に説明することが必要である。さらに、大規模小売店舗の立地により新たに発生する来客の自動車の交通が周辺道路における交通に著しい影響を与えるおそれがあると見込まれる場合には、設置者は、駐車場の分散確保、経路の設定等講じようとする以下の対応策の事前評価を行うため、立地後の交通流動を予測することが必要である。

なお、市街地再開発事業等大規模小売店舗の周辺における交通対策を含めた総合的な計画に基づいて店舗計画が立てられる場合には、そうした総合的な計画を踏まえて各種措置を講ずるものとする。

#### 駐車場の必要台数の確保

設置者は、年間の平均的な休祭日（平日の来客数が休祭日よりも多くなる大規模小売店舗においては来客数が最大となる当該曜日）のピーク1時間に予想される来客の自動車台数を基本として、以下の計算式により必要な駐車台数を確保（借上げ、

公共駐車場の利用等を含む。) するものとする。

なお、これは、大規模小売店舗が立地する地域において、駐車場整備計画等による包括的な駐車場の整備によって、当該店舗分を含む駐車需要が既に充足されており、かつ、将来にわたって充足されると見込まれる場合にまで、設置者が必要な駐車台数を別に確保することを求めるものではない。

$$\begin{aligned}\text{「必要駐車台数」} &= \text{「小売店舗へのピーク 1 時間当たりの自動車来台数」} \\ &\quad \times \text{「平均駐車時間係数」} \\ &= \text{「一日の来客(日来客)数(人)」} (\text{「A : 店舗面積当たり日来客数原単位(人/千m\text{²})」} \times \text{「当該店舗面積(千m\text{²})」}) \\ &\quad \times \text{「B : ピーク率(%)」} \\ &\quad \times \text{「C : 自動車分担率(%)」} \\ &\quad \div \text{「D : 平均乗車人員(人/台)」} \\ &\quad \times \text{「E : 平均駐車時間係数」}\end{aligned}$$

ここで、「ピーク率」とは(ピーク 1 時間の来客数) / (日来客数)、「自動車分担率」とは(自動車による日来客数) / (日来客数)とする。

「必要駐車台数」の算出に当たって、以下の点に留意することが必要である。

来客のための駐車場を従業員の通勤用の車や店舗の業務用の車、商品等の搬出入の車と共有する場合には、設置者は、ピーク時の業務状況等を勘案しつつ、必要な駐車台数を追加すること。

オフィス、マンション、飲食店、銀行 A T M、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温浴施設等の併設施設の利用者のための駐車場が小売店舗への来客用の駐車場と共用されるように設置される場合には、設置者は、本指針に示す考え方を参考に併設されている施設の利用者のための駐車台数を考慮して、「必要駐車台数」が確実に確保できるよう措置すること。

公共駐車場を来客のための駐車場として利用する場合には、設置者は来客が実際に利用すると見込まれる駐車場を選定するとともに、当該公共駐車場の駐車収容台数、ピーク時における稼働率等、「必要駐車台数」が確実に確保できることの根拠となるデータを示すこと。

積雪が多い地域において、来客のための駐車場の一部を雪の堆積場所として一定の期間にわたり利用する場合には、例えば、当該用途として占有されることとなる部分相当は駐車台数から控除する等「必要駐車台数」の確保に支障をきたさないこと。

上記の算出式中の各要素(A ~ E)については、以下の表に示す原単位等の値を基準とするものとする。ただし、法運用主体が交通対策の実施状況、自動車・公共交通機関等の利用状況等の地域の実情に応じ、本指針に定める自動車分担率等各原単位等の値とは別に、地域の基準を定め、予め公表している場合には、当該地域の基準を用いるものとする。例えば、「中心市街地の活性化に関する法律(平成 10 年法律第 92 号)」第 9 条第 10 項に規定する認定基本計画において公共交通機関の整備が盛り込まれている場合にあっては、公共交通機関の利用率に応じて法運用主体が地域の基準を定めた上で、「必要駐車台数」の緩和を行うことが可能となる。

さらに、設置者は、以下に掲げるような特別の事情により各表の示す値若しくは

上記の算出式又は地域の基準によることが適当でない場合は、既存類似店のデータ等その根拠を明確に示して他の方法で算出することができる。

なお、「既存類似店」とは、店舗面積その他の店舗の特性、立地する地区の特性その他の地域の事情に類似性があり、かつ、店舗の開店等の時期が近時である大規模小売店舗をいう。また、「既存類似店のデータ等」とは、既存類似店の最近の状況を示したものであることが必要であり、可能な限り多くの店舗のデータ等であることが望ましい。

市街地再開発事業等当該店舗の周辺における交通対策を含めた総合的な計画に基づいて店舗計画が立てられ、周辺地域における駐車需要の充足について充分な対応がなされる場合

シャトルバスの運行、パークアンドライド事業その他の公共交通機関の利用促進に関する事業への参加等により自動車による来客が減少することが見込まれる場合

公的な交通計画により、都市の中心部への自動車の乗入れ抑制策が講じられており、自動車による来客が減少することが見込まれる場合

自動車の乗入れが禁止されるなどにより当該店舗への自動車での来客が事実上見込めない若しくは極めて少ないと認められる場合

大きな家具を主として扱う家具店、大きな工作用品や園芸用品を主として扱うホームセンター、自動車販売店のように店舗面積に比して1日に来店する客数が極端に少ない場合等当該店舗の特性により以下の日来客数原単位を用いることが著しく不適当な場合

当該店舗の周辺地域における自動車の利用実態に照らして、来客の自動車分担率が以下の表に示す値では過小または過大である場合

A : 店舗面積当たり日来客数原単位

	商業地区	その他地区
人口40万人以上	1,500 - 20S ( S < 20 )	1,400 - 40S ( S < 10 )
	1,100 ( S 20 )	1,000 ( S 10 )
人口40万人未満	1,100 - 30S ( S < 5 )	950 ( S 5 )

( 単位 : 人 / 千  $m^2$  )

注 1 ) S は店舗面積 ( 千  $m^2$  )

注 2 ) 「人口」とは、立地市町村の行政人口をいう。(「C : 自動車分担率」について同じ。) なお、東京都の特別区内に当該店舗が存在する場合は、「日来客数」については「人口40万人以上」の、「自動車分担率」については「人口100万人以上」の原単位を用いるものとする。

注 3 ) 「商業地区」とは、用途地域における商業地域、近隣商業地域及び商業機能の増進を目的とする特別用途地区を、「その他地区」とはそれ以外の地域をいう。ただし、当該店舗が立地する地点の公共交通機関利用者の利便性、周辺地域の商業集積の状況や土地利用状況等から判断して、これによることが適当でないと認められる場合は、法運用主体と協議して、用途地域上は商業地区に該当する場合であってもその他地区として取り扱うものとする。(「C : 自動車分担率」について同じ。)

B : ピーク率 14.4%

C : 自動車分担率		商業地区	その他地区
人口100万人以上		$7.5 + 0.045L$ ( $L < 500$ )	50
		30 ( $L \geq 500$ )	
人口40万人以上 100万人未満		$12.5 + 0.055L$ ( $L < 500$ )	65
		40 ( $L \geq 500$ )	
人口10万人以上 40万人未満		$37.5 + 0.075L$ ( $L < 300$ )	70
		60 ( $L \geq 300$ )	
人口10万人未満		$40 + 0.1L$ ( $L < 300$ )	80
		70 ( $L \geq 300$ )	

( 単位 : % )

注 1 )  $L$  は駅からの距離 ( m )

注 2 ) ここでいう「駅」は当該店舗への来客が鉄道を主要な公共交通手段として利用すると見込まれる場合における鉄道駅を指すが、地域の実情により、鉄道利用者が少なくバス等を主要な公共交通手段として利用すると見込まれる場合には、法運用主体と協議し、バスターミナル等バス路線が相当数集中する地点を「駅」として、上記の分担率を適用することができる。

D : 平均乗車人員	
店舗面積	乗車人員
10,000m <sup>2</sup> 未満	2.0
10,000m <sup>2</sup> 以上	$1.5 + 0.05S$
20,000m <sup>2</sup> 未満	
20,000m <sup>2</sup> 以上	2.5

( 単位 : 人 / 台 )

注 )  $S$  は店舗面積 ( 千m<sup>2</sup> )

E : 平均駐車時間係数	
店舗面積	駐車時間係数
10,000m <sup>2</sup> 未満	$30 + 5.5S$ 60
10,000m <sup>2</sup> 以上	$65 + 2S$ 60
20,000m <sup>2</sup> 未満	
20,000m <sup>2</sup> 以上	1.75

( 無単位 )

注 )  $S$  は店舗面積 ( 千m<sup>2</sup> )

なお、併設施設を含めた必要駐車台数の基本的考え方を参考に示す。

併設施設を含めた施設全体の必要駐車台数を勘案する場合には、併設施設の種類・規模等に応じ、さまざまなケースがあるため、一律の基準を示すことは困難であるものの、法運用主体と調整の上、下記イ又はロのいずれかの考え方で行うことも可能である。

イ . 大規模小売店舗と併設施設の両方の施設を利用する場合には、小売店舗の必要駐車台数の算出式の平均駐車時間係数などに影響を及ぼす場合がある。しかしながら、駐車場の利用との関係では、それぞれ別の自動車の来客があった場合と同

じとみなし得るため、両施設を利用する者については、併設施設を単独利用したものとみなし、利用者数や施設稼働率等から推察される併設施設の必要駐車台数を小売店舗の外数として算出する。

口．併設施設を含めた必要駐車台数については、下記 a ．から c ．の併設施設の種類に応じた考え方や数値を目安として必要な駐車台数を推測し、複数の種類に属する施設等がある場合にはそれらの必要駐車台数を合算して、併設施設を含めた必要駐車台数を算出する。

併設施設の種類毎の考え方は以下のとおりである。

a ．オフィス、マンション等併設施設の利用者を小売店舗利用者とは独立して考えられるような併設施設の場合

施設毎にある程度利用者が特定されるため、当該施設の規模等に応じて併設部分の必要駐車台数を算出する。

b ．飲食店、銀行 A T M 、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温浴施設等併設施設が小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設の場合

当該施設の面積の合計が当該小売店舗の面積の 2 割を超えない範囲である場合には、当該小売店舗の必要駐車台数の算出式により算出された「必要駐車台数」の内数として考える。

2 割を超えた場合について、参考までに試算すると、小売店舗の必要駐車台数の算出式により算出された「必要駐車台数」に併設施設の割合に応じ、下記に示す比率倍の必要駐車台数を整備することが最低限の目安となる。

併設施設の割合	指針値との比率式 ( X : 併設施設の割合 % )
2 0 ~ 5 0 %	0 . 0 1 0 X + 0 . 8 0
5 0 ~ 8 0 %	0 . 0 0 8 X + 0 . 9 0
8 0 % ~	0 . 0 0 2 X + 1 . 3 8

注 1 ) 併設施設の割合が小売店舗より過大になる場合には、設置者が併設施設の事業者の協力を得て、必要駐車台数を考慮する必要がある。

注 2 ) 併設施設の中に、併設施設のみへの来客の割合が大きい施設がある場合又は増設によってそのような施設が追加される場合には、併設施設の面積の割合にかかわらず、当該来客用の駐車台数について留意する必要がある。

注 3 ) 必要駐車台数を整備する場合には、設置者は、併設施設の事業者と具体的な駐車場の設置方法等について調整する必要がある。

c ．小売店舗以上の集客力を有する併設施設と一体となっている場合（小売店舗が大規模なアミューズメント施設や博覧会施設の一部であるような場合）

主たる施設についての必要駐車台数の根拠等を基に必要駐車台数を判断する。

#### 駐車場の位置及び構造等

により必要駐車台数が確保された場合においても、駐車場の位置、構造等の在り方によっては公道における駐車場への入庫待ち行列が発生し得ることから、設置者は、これを最小限のものとするため、大規模小売店舗付近における交通の現況及

び予測される来客の自動車台数に基づいて、以下の対応策を講ずることが必要である。

具体的には、効率的な駐車場形式の選択、敷地内における入庫待ちスペースの確保、出入口の数及び位置の調整、駐車場の分散、駐車場出入口付近での交通整理、歩行者等との動線の分離等の措置を合理的に選択し、必要に応じ組み合わせて実施することが必要である。

なお、大規模小売店舗において小売店舗以外の施設が併設されており、その施設の利用者の自動車台数が相当数見込まれる場合であって、その施設への来客の自動車のための出入口が小売店舗への来客の自動車のための出入口と共用されるときは、その自動車台数も考慮して必要な措置を講ずるものとする。

#### イ．効率的な駐車場形式の選択及び駐車場の出入口の数、位置

設置者は、出入庫が周辺道路の交通に及ぼす影響を最小限にとどめるよう配慮することが必要である。具体的には、設置者は、来客の自動車の方向別台数を予測し、交通整理員の配置や経路設定等も勘案した上で、駐車場出入口の数及び位置を設定し、各出入口における入庫処理能力がピーク1時間に予想される来客の自動車台数を上回るような駐車場形式を選定することが必要である。また、駐車場の出入りは左折を原則とし、駐車場内及び出入口においては入庫車、出庫車、自転車、歩行者等の動線を分離することにより円滑な出入庫や駐車が可能となるよう配慮することが必要である。この際、歩行者等の安全や駐車場からの排ガス等についても配慮し、また、閑静な住宅街に面して極力出入口を設けないなど近隣の住民等への騒音についても十分な配慮を行うものとする。

なお、駐車場の出入口については、設置者は、駐車場法（昭和32年法律第106号）に基づく構造及び設備の基準が適用される駐車場を設置しようとする場合にあっては、これを遵守することは当然であるが、その他の場合にあっても、当該駐車場の出入口の位置は当該基準に則したものとなるよう努めるものとする。

入庫処理能力については、例えば、ゲート入庫処理時間は、メーカーより提供される1台当たりの処理時間に乗客の乗降時間等を加えたものとする。

参考までに、現存する代表的な駐車場方式による入庫処理能力を示すと、平面自走式駐車場（オペレータあり）は約8秒、垂直循環方式の機械式駐車場は約1分30秒である。

#### ロ．駐車待ちスペースの確保

また、イ．のとおり適切に措置された場合においても、一時的に一度に相当数の来車が集中して公道における入庫待ち行列が発生しないように、必要に応じ敷地内に必要な駐車待ちスペースを確保するなどの対応を行うことが必要である。必要となる標準的なスペースについては以下の計算式により算出することが可能である。

なお、駐車場の配置や構造等特別な事情があるときは、これを勘案して設定するものとする。

$$\begin{aligned} \text{「各入口に必要な駐車待ちスペース」} &= (\text{当該入口の1分当たりの来台数} \times 1.6 - \\ &\quad \text{当該入口の1分当たり入庫処理可能台数}) \\ &\quad \times 6 \quad (m : \text{平均車頭間隔}) \end{aligned}$$

上記の駐車待ちスペースは、発券ブース等までの距離として確保されるものであり、自走式平面で発券ブース等がない場合については、駐車場内の車路等に必要なスペースが確保されればよいものとする。

#### 八．駐車場の分散確保

駐車場の設置地点における物理的制約等によって十分な出入口数を確保できないなどイ．の方法によっては必要な時間当たり入庫処理能力を得ることができず、周辺道路において入庫待ち車両による新たな渋滞が発生するなど、周辺道路の交通に大きな影響が生じると予想される場合においては、設置者は適切な位置に複数の駐車場を設置する（借上げ、公共駐車場の利用等を含む。）ことにより、必要な入庫処理能力の確保を図ることが必要である。

具体的には、設置者は、当該駐車場入口の入庫処理能力、来客の自動車の方向別の台数予測、当該入口に面する道路、直近交差点及び周辺交通の状況から、発生する駐車待ち行列の長さ及び継続時間、駐車待ち車両に起因する交通の阻害や交通容量の低下による渋滞の発生見込み等を推定し、その結果、各駐車場周辺の道路の交通に明らかに大きな影響を与えると考えられる場合には、駐車場の分散確保を図るものとする。また、大規模小売店舗の所在する地方公共団体が駐車場の集約化、既存駐車場の有効利用等について駐車場整備計画等を策定している場合は、設置者は、駐車場の配置や運営方法を設定するに当たっては、こうした取組に協力することが必要である。

#### 二．駐車場出入口における交通整理

自動車による来客が多数見込まれる場合においては、駐車場の出入口等来客の誘導若しくは交通安全上重要な地点に交通整理のための人員の配置を行うなど適切な措置を講ずることが必要である。同時に、近隣における違法駐車を抑止するという観点からも、適切な人員の配置が必要となる場合がある。必要な人数や配置場所は個別の店舗の立地場所、周辺の交通状況等によって異なり、また、自動車による来客の集中度に応じその必要性は変化するが、特に、相当数の自動車による来客が見込まれる時間帯においては、駐車場の出入口に整理員を配置するなどの措置を講ずることが必要である。

#### 駐輪場の確保等

設置者は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（平成5年法律第87号）に基づき、大規模小売店舗の所在する地方公共団体により自転車駐車場附置義務条例が制定されている場合には、それに基づき適切な駐輪場規模を確保することは当然であるが、年間の平均的な休祭日（平日の来客数が休祭日よりも多くなる店舗においては来客が最大となる当該曜日）のピーク1時間に必要な駐輪場の収容台数を原則として店舗の敷地内に確保するものとする。

なお、駐輪場の収容台数については、業態、店舗規模、立地場所、近隣の自転車使用実態等により店舗ごとに相当程度差異があるため、一律に原単位等を定めることは不適当であるが、参考までに、自転車を利用する来客の割合が高いと考えられる商業地区における食品スーパー及び総合スーパーにおける現状の整備台数から試算すると、例えば、店舗面積3,000m<sup>2</sup>以下の店舗では、平均で店舗面積約35m<sup>2</sup>当たり1台となっている。併せて、設置者は、駐輪場の利用の効率性を高め、来客による近隣における放置自転車を抑制する等の観点から、駐輪場を適切な位置に

配置とともに、適切な管理を行うものとする。なお、原動機付自転車については、自転車と一体として取り扱われていることが多く、同様の対策を講じることが期待されている。

#### 自動二輪車の駐車場の確保

設置者は、自動二輪車についても、年間の平均的な休祭日のピーク1時間に必要な駐車場を確保し、その場所を明示すること等の配慮を行うことが必要である。特に、自動二輪車の駐車需要が相当程度見込まれる大規模小売店舗にあっては、原則として、一定の区画を区分して、自動二輪車の駐車場を確保するよう努めるとともに、安全の確保への十分な配慮を行うものとする。

#### 荷さばき施設の整備等

##### イ．荷さばき施設の整備

設置者は、商品等の搬出入のための作業を行う間、搬出入車両が公道に駐車し一般の通行が妨げられることのないよう周辺交通の安全と円滑の観点から当該車両を駐車しておくスペースの位置について適切に配慮することが必要である。同時に、店舗の開店している時間帯においても相当数の搬出入車両がある場合においては、自動車を利用する来客の割合から見て問題がないことが明らかである場合を除いて、搬出入車両専用の出入口を設けるなどの対応が必要である。この際、搬出入車両の出入口は、出入庫による周辺道路の交通に及ぼす影響が最小限となるよう配慮するとともに、歩行者等の通行に支障がないように配慮して、その位置を設定することが必要である。また、荷さばき施設の規模や構造については、店舗によって大きく異なるが、想定される搬入商品の大きさ等を勘案し荷さばきに必要な作業スペースを確保するとともに、想定される搬出入車両の大きさ等に適合した幅、奥行き及びはり下の高さを確保することにより、搬出入車両を安全かつ円滑に駐車させ、出入りさせることができるものとすることが必要である。特に多くの搬出入車両が予想される場合には、荷さばき施設において複数車両の作業が並行して行われるよう、また、1台当たりの作業が十分に効率的に行われるよう工夫されることが必要である。荷さばき施設の規模は、その処理能力がピーク時の車両数による負荷を上回るよう設計されることが必要であり、処理能力は平均的な荷さばき処理時間と同時作業可能な台数から算出するものとする。

##### ロ．計画的な搬出入

搬出入車両による周辺道路の混雑は、計画的な搬出入を行うことにより回避又は軽減することが可能である。具体的には、搬出入車両が一定時間に集中することを回避すること、周辺道路の混雑状況に照らして比較的余裕のある時間帯に搬出入を行うこと等について必要な考慮を行うことが必要である。ただし、後述の騒音の発生について問題を生じないよう配慮することが必要である。また、複数の小売業者等が大規模小売店舗において営業活動を行う場合には、事業者相互が十分な連絡、連携を取ることが必要であり、設置者、管理者が適切な施設運営計画を示すなどの工夫が必要である。

一方で、こうした計画的運行を強調する余り、周辺道路等に時間待ちの搬出入車両が駐車することとなれば、本来の趣旨が損なわれるため、特に、一定以上の搬出入車両を利用することが見込まれる施設にあっては、上記イ．で予測した結果等をもとにして店舗の敷地内に荷さばき待ちの車両が駐車できるスペースを確

保することが必要である。

### 経路の設定等

設置者は、大規模小売店舗に向かう来客や事業者が、大規模小売店舗及びその施設に到着するまでに適切な手段や経路を選択できるよう、以下の措置を合理的に選択し、必要に応じ組み合わせて実施することが必要である。

イ．設置者は、来客の自動車が駐車場に到着するまでの案内経路を、以下のような点に配慮して適切に設定するとともに、案内表示の設置や交通整理員の配置を行うほか、掲示板、ピラ等を用いて混雑時間帯や経路等に関する情報提供を行うことが必要である。また、駐車場から出庫する来客の自動車が周辺道路の交通に大きな影響を及ぼすと予想される場合には、同様の考え方により、出庫してからの経路を設定することが必要である。特に、繁忙期にあっては、交通整理員の配置や自動車での来店自粛を呼びかけるなどの措置を講ずることが必要である。

駐車場への経路が複数想定される場合においては、最も混雑の発生が小さくなるような経路を、自動車を利用する来客が選択することができるよう設定すること。

駐車場への経路が住宅地の生活道路や沿道に療養施設、社会福祉施設等が設置されている道路等静穏が要求されるような道路や歩道と車道が明確に区分されていない学校等への登下校ルートとなる道路や狭隘な道路を回避すること。やむを得ず経路の一部がこうした道路を通過する場合には、登下校時間帯の通行を避けることや不用意なクラクション等による騒音を抑えること等を来客に呼びかけるなどの措置を講ずること。特に、深夜に営業活動を行う店舗における案内経路の設定等にあっては、これらについて、慎重な対応を要すること。

駐車場への経路が右折を伴うように設定される場合には、来客の自動車による右折待ち渋滞等が発生しないようにすること。

駐車場へは左折出入庫を原則とし、設置者は、来客の自動車が極力駐車施設へ右折入庫することとならないようにすること。ただし、右折を伴う来客の自動車が少数である場合や適切な右折用車線が確保されている場合等、周辺の交通状況に与える影響が少ないと、若しくは、右折入庫することによる周辺道路の交通への影響が左折入庫することによる影響よりも過小である場合はこの限りではない。

ロ．設置者は、搬出入車両についても上記イ．と同様の視点から、大規模小売店舗内の小売業者と協力して、当該搬出入に係る事業者に対し、当該搬出入車両の運行による混雑が少なくなるような経路を選択するように働きかけることが必要である。また、特に、経路上に学校等が位置する場合等には、登下校時間の運行を避ける、交通整理員の配置により安全の確保を図るなどの配慮を行うことが必要である。

ハ．設置者は、店舗の敷地内に新たにバス、タクシー等のための停車場を設けることが必要な場合には、バス、タクシー等を停車させ来客を乗降させるためのスペースを確保するよう努めるものとする。

二．設置者は、大規模小売店舗が立地する地域において、当該店舗の所在する地方公共団体や公共交通事業者等の関係者がパークアンドライド事業その他の公共交通機関の利用促進に関する事業を行っている場合には、かかる事業の趣旨を踏まえ、こうした事業に可能な限り協力をを行うことを検討することが必要である。具体的には、来客に対してこうした事業の情報を提供し、利用を働きかけるなどの対応を講じるほか、駐車場、荷さばき施設の配置、運営方法について、こうした事業の円滑な実施を阻害しないよう配慮することが必要である。

なお、大規模小売店舗において小売店舗以外の施設が併設されており、その施設の利用者の自動車用の駐車場出入口が小売店舗の来客の自動車用の駐車場出入口と共用されるように設置されることにより、案内経路が重複し、上記経路設定に大きな影響を及ぼす場合には、それについても考慮して上記の措置を講じるものとする。

#### （2）歩行者の通行の利便の確保等

大規模小売店舗の施設の構造によっては、それまで通り抜け可能であった通路が閉ざされ、歩行者等が迂回しなければならなくなる場合があり、周辺が商業地域である場合、周辺の商店等の顧客の通行の利便が損なわれる可能性がある。こうした点も考慮し、設置者は、従来の歩行者等の通行の利便や安全が損なわれるおそれがある場合若しくは当該店舗の所在する地方公共団体が策定する公的な計画に基づいて既に通行の利便や安全の確保のための事業が行われている場合においては、大規模小売店舗の施設の出入口の位置、敷地内の通路の位置等について適切な工夫を行うことが必要である。また、一般的の歩行者等が主に通行する道路側に荷さばき施設を設けること等により通行の円滑が妨げられることのないよう十分に周辺の状況に配慮することが必要である。

店舗の閉店後においても、当該立地地点周辺の通過、通行の需要が高く、大規模小売店舗の立地によって従来と比較して夜間の通行に支障を来すおそれがある場合には、適切な夜間照明設備の設置等の配慮を行うことが必要である。

#### （3）廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

廃棄物の減量化やリサイクルを促進し、環境負荷の少ない循環型社会を形成することは、社会全体として求められている課題であり、特に小売業者は、循環型社会を構築する観点から、商品の製造事業者と消費者との接点として非常に重要な役割を担っている。このため、設置者は、大規模小売店舗内の小売業者と協力して、関係法令等の制定等による制度面での進展や、大規模小売店舗の所在する地方公共団体の施策との整合性に配慮しつつ、廃棄物の減量化及びリサイクル活動を推進するよう努めなければならない。また、かかる認識に立ち、設置者は、地域の住民等の意識を高めるために、設置者又は大規模小売店舗内の小売業者が「廃棄物減量化」及び「リサイクル推進」に資する活動等を関係法令に基づき又は自主的に実施する予定となっている場合においては、その内容について地域の住民等への情報公開を推進するものとする。

#### （4）防災・防犯対策への協力

大規模小売店舗は生活空間から一定の範囲に設置され、かつ比較的広大な敷地を有

する施設であることから、設置者は、大規模小売店舗の所在する地方公共団体から災害時の避難場所として駐車場等敷地の一部の使用若しくは店舗で扱っている範囲の物資の緊急時における提供を行うための協定等について締結要請があった場合、必要な協力を行うこととする。また、大規模小売店舗は周辺の住居等から一定の範囲に立地し、夜間に営業活動を行う店舗も多いことから、特に深夜には周辺地域での防犯や青少年の非行防止の対策の一助としての協力が期待されているところであり、駐車場等への適切な照明の設置、警備員の巡回等の配慮を行うことが望ましい。その際、設置者は、併設施設における防犯・非行防止についても留意すべきである。

## 2. 騒音の発生その他のによる大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

大規模小売店舗における営業活動に伴って発生する業務音や廃棄物等は、施設の配置や運営方法によっては、地域の住民等の生活環境を悪化させる場合がある。設置者は、このような事態を回避するために以下のような事項について配慮を行うことが必要である。

### （1）騒音の発生に係る事項

設置者は、大規模小売店舗の営業活動に伴い発生する騒音について、騒音の防止に関連する法令を遵守するとともに、周辺地域の生活環境の悪化を防止するための必要な配慮を行うものとする。

#### 騒音問題に対応するための対応策について

設置者は、大規模小売店舗内の小売業者と協力して、騒音の発生部位や騒音の種類に応じ、騒音の発生の防止又は緩和のために適切な対応策を講じなければならない。設置者は、対応策の検討に当たって、騒音の発生の時間帯、療養施設、社会福祉施設等の有無等の立地場所周辺の状況等地域の特性及び騒音関係法令における地域や時間の取扱い等に考慮しつつ、下記において予測・評価した結果を踏まえるものとする。その際、深夜・早朝においては、特に、静穏な生活環境の保持を求められることに留意しなければならない。さらに、対応策について、地域の住民等の理解を得られるよう騒音の発生の防止又は緩和のために配慮した事項については、公表するよう努めなければならない。

具体的には、以下のような対応策を合理的に選択し、必要に応じ組み合わせて実施することが求められる。なお、一般的には、施設の配置計画や建築計画における対応策は、運営面での対応策に比して騒音を低減させる効果が大きい点にも留意することが必要である。また、届出時に、下記において予測・評価した結果が、騒音発生源となる施設及び機器の経年劣化や施設の配置又は運営方法の変更等により、実態との間に著しい乖離を生じさせている場合には、それに応じ、事後の対策を講じるよう努めることが必要である。

#### イ. 騒音問題への一般的対策

設置者は、施設の配置や構造の決定に際しては騒音の発生の防止又は緩和の視点からの配慮を念頭においてこれを行わなければならない。例えば、住居に面している方向には下記口・及びハ・に記載する騒音発生源となる施設及び機器を極力配置しないようにすること等の配慮が重要である。また、施設と低層の住居が

隣接している場合等には遮音壁等を設置することや緑地帯を確保することにより住居との距離を確保することも有効な対策となる場合がある。一方、遮音壁は住居等からの視界を制約し、住居等の風通しや日照に影響を及ぼす可能性もあるので、必要に応じ近隣の住民等と調整した上で設置することを検討することが求められる。

#### □ . 荷さばき作業等大規模小売店舗の営業活動に伴う騒音への対策

##### a . 荷さばき作業に伴う騒音対策

荷さばき作業は、大規模小売店舗になくてはならない作業であるが、特に深夜・早朝に行う場合には、夜間の静穏な生活環境に対して大きな影響を及ぼすおそれがあることから、騒音に対する十分な配慮が必要とされる。これらの騒音を低減する方策としては、次のような措置が挙げられる。

1 ) 荷さばき施設の十分なスペースの確保による荷さばき時間の短縮、荷さばき施設の屋内化、作業場所の床の段差の回避、緩衝機能を有するクッション製の素材の採用若しくは内装面の吸音材の使用等による吸音・遮音等の施設建築計画面での配慮

2 ) 荷さばき作業時間の特定、必要不可欠な場合を除いた荷さばき車両のアイドリングの禁止の徹底、低騒音型の荷さばき機器の導入の促進、作業人員への騒音防止意識の徹底等荷さばき作業時の運営面又は機器選択面での配慮

特に深夜・早朝における荷さばき作業については、大規模小売店舗にとって最も騒音上のトラブルが生じることの多い騒音発生源であることを認識し、設置者として地域の住民等の理解が得られるよう十分な対応を行うよう努めなければならない。

##### b . 営業宣伝活動に伴う騒音対策

大規模小売店舗において、BGMの使用や営業宣伝やアナウンスを行う場合には、これらが地域の住民等にとって受忍を超える騒音とならないよう配慮することが必要であり、その対策としては、実施時間帯の特定及び音量の低減、拡声器等の配置場所における配慮等が挙げられる。

#### 八 . 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策

##### a . 冷却塔、室外機等からの騒音

施設で用いる冷却塔、室外機等の設置に伴い、騒音が発生することがある。これらの機器を屋外に設置する場合の対策としては、機器周辺の遮音効果を高めること、低騒音機器を導入すること、機器周辺の吸音処理を行うこと（周辺の壁に吸音にすぐれた素材を用いること等）、防振架台の設置等機器の稼働に伴う振動を防止することにより騒音の発生を低減すること等の対応策が挙げられる。

##### b . 給排気口等からの騒音

給排気口等においても、風切り音や送風機等の機械騒音が放射されることがある。これらの騒音に対する対策としては、吹き出し口、吸い込み口の形状の検討、ダクト等の吸音、風速、風量の調整、低騒音型の送風機等の導入等が挙げられる。

##### c . 駐車場からの騒音

駐車場を付設する場合には、敷地内での自動車騒音についても考慮した上で設置すること等が必要となる。具体的には、次のような措置が挙げられる。

- 1 ) 駐車場の屋内化及びこれに伴う天井・壁の吸音処理、立体駐車場等におけるスロープの勾配等に配慮した防音対策、低騒音舗装、床の段差の回避等の施設の配置・構造面での配慮
- 2 ) 駐車場利用時間帯の制限、誘導員・監視員による場内走行の円滑化、見回りの実施等運営面での配慮

なお、駐車場内においては、不必要的アイドリング、クラクション、空ぶかし等を行わないことが必要であり、来店者等に対して表示板等によるアイドリング防止の呼びかけを行うなど適切な措置を講ずることが必要である。さらに、青少年等の媚集等により騒音が発生することを防止するため、特に深夜・早朝においては駐車場の出入口の施錠、警備員の巡回等の必要な措置を講じ、適切に管理することも必要である。

d . 廃棄物収集作業等に伴う騒音

廃棄物収集作業等に伴い騒音が発生することも予想される。施設の配置面での配慮、廃棄物処理業者への騒音抑制意識の向上の働きかけ、深夜や早朝における作業回避等回収時間帯の制限等が騒音を低減する方策として挙げられる。

#### 騒音の予測・評価について

設置者は、自ら講じようとする対応策が妥当であるか否かを予測・評価するものとする。全ての設置者は、必要に応じ専門家等の意見を考慮しつつ、下記口 . に沿って騒音全体についての予測を行い、総合的な騒音の評価において、参考 「騒音に係る環境基準（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）」に示す基準値を尊重しつつ、適正な対応策を講じるよう努めるものとする。さらに、夜間において営業活動又は営業関連の機器の使用、施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合には、下記ハ . に沿って夜間発生が見込まれる個々の騒音についての予測を行い、参考 「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号）」に示す夜間ににおける基準値を尊重しつつ、適正な対応策を講じるよう努めるものとする。（なお、ここでいう「夜間」とは、これを評価する基準値となる騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）において、予測地点に適用される「夜間」の時間帯（午後 9 時、 10 時又は 11 時から翌日の 5 時又は 6 時までの範囲内において都道府県知事等が定めるもの）とすることを原則とし、予測地点において騒音規制法による地域の指定が行われていない場合は、午後 11 時から午前 5 時とすることができます。）また、大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項又は附則第 5 条第 1 項に基づく届出を行う場合には、届出を行う大規模小売店舗から発生する各騒音源の騒音レベルを測定し、その実測値を用いて予測・評価することが望ましい。

なお、大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項に基づく届出を行う場合には、届出を行う大規模小売店舗と建築物の構造及び発生する騒音、設備、運営方法等に類似性のある大規模小売店舗から発生する各騒音源の騒音レベルを測定し、その実測値を用いて予測・評価することができる。さらに、夜間において併設施設から著しい騒音が発生することが見込まれる場合には、当該騒音も予測・評価の対象として対応策を講じることが期待されている点にも留意すべきである。

#### イ . 予測・評価に当たっての基本的事項

a . 予測・評価の対象となる騒音の種類と分類

設置者が予測・評価すべき騒音の種類は、次のとおりとする。

なお、騒音は、その時間的なレベル変動の特性から、以下の3つに分類するものとし、下記口. 及びハ. に記載する予測・評価を行う場合には下記の分類に沿って行うものとする。

なお、下記に記述するもの以外から発生する騒音については、騒音の発生のレベルや頻度、現実的予測の難易性等を勘案し、予測の対象としていないが、自家発電設備による騒音等、下記と同等の影響があり、予測することが可能と認められる場合には、これらもあわせて予測を行うものとする。

1 ) 定常騒音（騒音レベルの変化が小さく、ほぼ一定とみなされる騒音）

冷却塔、室外機等から発生する騒音

給排気口等から発生する騒音

2 ) 変動騒音（騒音レベルが不規則かつ連続的にかなりの範囲にわたって変化する騒音）

敷地内における自動車走行等による騒音（来客の自動車によるもの、荷さばき作業のための車両からの騒音を含む。）

荷さばき作業のための車両のアイドリング、後進警報ブザー等の騒音

廃棄物収集作業等に伴う騒音

BGM（バック・グランド・ミュージック）、アナウンス等営業宣伝活動に伴う騒音

3 ) 衝撃騒音（一つの事象の継続時間が極めて短い騒音）

荷さばき作業に伴う荷下ろし音、台車走行音等の騒音

b . その他事項

騒音の予測は、騒音発生源の特性に応じて、騒音のパワーレベル、騒音のピーク値（最大値）、騒音の発生が予測される時間帯等の予測条件を用いて、下記口. 及びハ. に述べるとおり、音の伝搬理論に基づく予測式による方法等それぞれの評価方法と比較可能な方法を用いて行うものとする。

口 . 騒音の総合的な予測・評価方法

a . 予測方法

大規模小売店舗の施設から発生する騒音全体について、以下の方法により、予測を行うものとする。

なお、設置者は、特別の事情により次の予測方法等によることが適当でない場合には、その根拠を示して別の方法で騒音を予測することができる。

1 ) 予測地点

「原則として建物の周囲4方向からそれぞれ近接した最も騒音の影響を受けやすい地点に立地し又は立地可能な住居等の屋外」とする。

ただし、住居等の立地が不可能な用途の地域に面している方向については、これを予測する必要はない。一方、高層住居等が隣接している場合には、仮に遮音壁を設置してもその効果の及ばない高層住居における騒音についても予測することが望ましい。

2 ) 予測計算方法

平均的な状況を呈する日におけるその昼間（午前6時～午後10時）及び夜間（午後10時～午前6時）における等価騒音レベルを予測するものとする。予測は、上記イ. a. の騒音の発生源ごとに、騒音の継続時間を勘案して算出し、これを合算する。

「等価騒音レベル」とは、ある時間範囲について、変動する騒音レベ

ルをエネルギー的な平均値として表したもの。時間的に変動する騒音のある時間における等価騒音レベルはその時間範囲における平均二乗音圧と等しい平均二乗音圧をもつ定常音の騒音レベルに相当する。単位はデシベル(dB)。

#### b. 評価方法

設置者は、騒音の予測場所において適用される下記参考「騒音に係る環境基準」に示す基準値を尊重し、合理的かつ適切な対応策の範囲内において基準値を超えないよう努めるものとし、この観点から、自らの施設から発生が予想される全体の騒音を評価するものとする。

なお、予測場所の地域において都道府県知事による「騒音に係る環境基準」の地域の類型が指定されていない場合には、住居等の集合の状況、土地利用の実態及び将来の計画等を勘案し、法運用主体と協議の上、設置に係る店舗に適用される地域の類型を推定することができる。

[参考] 騒音に係る環境基準について(平成10年9月30日環境庁告示第64号)(抜粋)

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A A	50デシベル以下	40デシベル以下
A 及び B	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。  
2 A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等特に静穏を要する地域とする。  
3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。  
4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。  
5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

#### 八. 発生する騒音ごとの予測・評価方法

##### a. 予測方法

設置者は、上記口.の総合的な騒音の評価に加え、それぞれの騒音源が発生する騒音の最大値等に着目し、夜間において営業活動又は営業関連の機器の使用、施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合には、以下の方法により、予測を行うものとする。

ここでいう「夜間」とは、騒音規制法において、予測地点に適用される「夜間」の時間帯(午後9時、10時又は11時から翌日の午前5時又は6時までの範囲内において都道府県知事等が定めるもの)とすることを原則とし、予測地点について騒音規制法による地域の指定が行われていない場合は、午後11時から午前5時とすることができる。(以下八.において同じ。)

なお、設置者は、特別の事情により次の予測方法等によることが適当でない場合には、その根拠を示して別の方法で騒音を予測することができる。

##### 1) 予測地点

大規模小売店舗の敷地の境界線とする。この場合、隣接する住居等への影響を考慮した高さにおける騒音レベルの予測を行うこととする。

なお、騒音防止対策として遮音壁等を設置する場合には、その背後に立地し又は立地可能な住居等の屋外における騒音レベルも予測しておくことが望ましい。

## 2) 予測計算方法

平均的な状況を呈する日において、定常騒音の場合には「騒音レベル」、変動騒音及び衝撃騒音の場合には「騒音レベルの最大値」を予測するものとする。

なお、「騒音レベルの最大値」は騒音計の「時間重み特性F」を用いて測定した場合のものとする。

### b. 評価方法

設置者は、騒音の測定場所において適用される「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」に示す夜間における基準値を尊重し、合理的かつ適切な対応策の範囲内において基準値を超えないよう努めるものとし、この観点から、「夜間」に見込まれるそれぞれの騒音を評価するものとする。その際、当該騒音の発生の位置、継続時間等を勘案するものとする。

なお、予測場所の地域において騒音規制法に基づく地域の指定が行われていない場合には、大規模小売店舗の立地場所の用途地域等を勘案し、法運用主体と協議の上、設置に係る大規模小売店舗に適用される区域の類型及び基準値を推定することができる。

[参考] 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）（抜粋）に示す夜間における基準値

第1種区域	40デシベル以上 45デシベル以下
第2種区域	40デシベル以上 50デシベル以下
第3種区域	50デシベル以上 55デシベル以下
第4種区域	55デシベル以上 65デシベル以下

### （備考）

第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。

- 1) 第1種区域 良好的な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- 2) 第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- 3) 第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
- 4) 第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であつて、その

区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

## ( 2 ) 廃棄物に係る事項等

設置者は、建物内の小売店舗から排出される廃棄物等（小売業の事業活動に伴い排出されるものであって再資源化可能なものを含む。以下同じ。）に係る保管・運搬・処理に関し、周辺地域の生活環境の保持の観点から適正な配慮を行わねばならない。設置者は、廃棄物等の処理等について、廃棄物等に関連する法令、大規模小売店舗が所在する地方公共団体の条例及び関連施策の趣旨、内容を十分考慮し、適切に対応しなければならない。

### 廃棄物等の保管について

設置者は、廃棄物等が処理され、又は、処理のため搬出されるまでの間、廃棄物等を適切に管理し散乱等を防止するとともに、周辺に悪臭の問題や衛生上の問題が生じないよう配慮することが必要である。その際、特に、飲食店が併設されている場合においては、生ごみ等の発生が見込まれるが、一部地方自治体で定められている条例によると、飲食店における廃棄物の一般的な排出量原単位は、0.20kg/m<sup>2</sup>であるので、これを参考としつつ、保管容量を確保する必要がある点に留意すべきである。

### イ . 保管のための施設容量の確保

設置者は、下記に分類する廃棄物等の種類ごとに必要となる保管容量を算出し、全体として充分な容量を有する保管施設を確保するものとする。特に、生ごみについては、充分な保管容量を確保するとともに、悪臭が周辺に発散することや汚水が流出することを防止するための適切な対策を講じることが必要である。確保すべき保管容量については、大規模小売店舗の所在する地方公共団体の条例等に、確保すべき廃棄物等の保管容量等の基準が定められている場合にあっては、これに従うものとするが、その他の場合にあっては、以下の考え方によるものとする。

$$\begin{aligned} \text{「廃棄物等の保管容量 (m}^3\text{)」} &= \text{「A : 1日当たりの廃棄物等の排出予測量 (t)」} \\ &\quad \times \text{「B : 廃棄物等の平均保管日数」} \\ &\quad \div \text{「C : 廃棄物等の見かけ比重 (t / m}^3\text{)」} \end{aligned}$$

ただし、廃棄物等の排出量については、店舗の運営方法等によって大きく差異があることから、上記計算式及び以下の各表に示す原単位によることが適当でない場合は、その根拠を示して他の方法で算出することができる。かかる場合には、主たる小売業者が同一であって取扱い品目・規模等が同種の店舗における実績値等を参照し、算出された値を修正することができる。

廃棄物等の排出量に影響を及ぼす事項としては次のようなものが考えられる。

#### 紙製廃棄物等

ダンボールを使用しない納入方法（通い箱・リターナブルコンテナ等の使用、ハンガー納品の実施等）を採用する場合には、当該廃棄物等の排出量を減少させことがある。

#### 空き缶・空き瓶・ペットボトル等

店頭において空き缶・空き瓶・ペットボトル等を回収している場合には、

当該廃棄物等の排出量を増加させることがある。

生ごみ等

食品を取扱う店舗において、食品加工場を付設していない場合には、当該廃棄物等の排出量を減少させることがある。

なお、廃棄物等の保管場所が、小売店舗以外の施設から排出される廃棄物等と同一の場所である場合には、設置者は、小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出予測量も考慮して上記計算式により算出した「廃棄物等の保管容量」が確実に確保できるよう措置することが必要である。さらに、廃棄物の減量化やリサイクルの推進に関する法令等に基づき、大規模小売店舗内の小売業者が廃棄物等の回収を行う場合には、将来的な回収見込み量（廃品の引取りも含む。）をも勘案して適正な保管容量を確保することが必要である。また、下記の分類以外の廃棄物等の排出が見込まれる場合には、別途、適切な保管容量を確保するものとする。

- 1 ) 紙製廃棄物等（ダンボール等再資源化の可能なものに限る。）
- 2 ) 金属製廃棄物等（アルミ製、スチール製の缶等を指す。）
- 3 ) ガラス製廃棄物等（ガラス製の容器等を指す。）
- 4 ) プラスチック製廃棄物等（飲料容器、食料品のトレイ等を指す。）
- 5 ) 生ごみ等（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）における食品廃棄物等を指す。）
- 6 ) その他の可燃性廃棄物等

上記算出式中の各要素（A～C）については、以下の考え方により算出するものとする。

A : 1日当たりの廃棄物等の排出予測量

廃棄物等の排出量は、取扱品目等から発生が見込まれる廃棄物等の種類ごとに、下記の分類に沿って、原則として以下に示す計算式により、年間の平均的な時点における廃棄物等の排出予測量を算出するものとする。その際の各原単位は以下の表に示す数値を基準とするものとする。ただし、廃棄物等の種類ごとの発生の要因となる取扱品目の取扱量が極めて少ない場合等、特別の事情により、以下に示す数値又は計算式によることが適当でない場合には、既存類似店のデータ等根拠を明確に示し他の方法で算出することができる。

なお、店舗面積が6,000m<sup>2</sup>を超える店舗については、店舗面積が6,000m<sup>2</sup>以下と店舗面積が6,000m<sup>2</sup>超の部分に、それぞれに対応した原単位を使用して算出した数値を合算するものとする。

「1日当たりの廃棄物等の排出予測量(t)」 = 「店舗面積当たりの廃棄物等排出量原単位(t/千m<sup>2</sup>)」 ×  
「店舗面積(単位:千m<sup>2</sup>)」

[店舗面積当たりの廃棄物等排出量原単位]

紙製廃棄物等		
店	6000m <sup>2</sup> 以下の	0.208

舗面積	部分の原単位	
	6000m <sup>2</sup> 超の部分の原単位	0.011

(単位: t / 千m<sup>2</sup>)

金属製廃棄物等		
店舗面積	6000m <sup>2</sup> 以下の部分の原単位	0.007
	6000m <sup>2</sup> 超の部分の原単位	0.003

(単位: t / 千m<sup>2</sup>)

ガラス製廃棄物等		
店舗面積	6000m <sup>2</sup> 以下の部分の原単位	0.006
	6000m <sup>2</sup> 超の部分の原単位	0.002

(単位: t / 千m<sup>2</sup>)

プラスチック製廃棄物等		
店舗面積	6000m <sup>2</sup> 以下の部分の原単位	0.020
	6000m <sup>2</sup> 超の部分の原単位	0.003

(単位: t / 千m<sup>2</sup>)

生ごみ等		
店舗面積	6000m <sup>2</sup> 以下の部分の原単位	0.169
	6000m <sup>2</sup> 超の部分の原単位	0.020

(単位: t / 千m<sup>2</sup>)

その他の可燃性廃棄物等		
		0.054

(単位: t / 千m<sup>2</sup>)

B : 廃棄物等の平均保管日数

上記 A で分類した廃棄物等の種類ごとに平均保管日数を算定するものとする。

C : 廃棄物等の見かけ比重

廃棄物等の見かけ比重については、下記の数値を用い、又は、根拠を示して他の数値を用いることとする。その際、以下の点に留意することが必要である。

プラスチック製廃棄物等であっても、化粧品のプラスチックボトル等、下記の数値を大きく超える種類もあること。

生ごみ等水分含有率が一定でない廃棄物等について、下記の数値を上下する場合があること。

機器を用いて、廃棄物等を圧縮する場合には、これを勘案することができる。

#### [参考値] 廃棄物等の比重

	比重
紙製廃棄物等	0.10
金属製廃棄物等	0.10-0.15
ガラス製廃棄物等	0.10-0.30
プラスチック製廃棄物等	0.01-0.04
生ごみ等	0.55
その他の可燃性廃棄物等	0.38

(単位: t/m<sup>3</sup>=kg/L)

#### 口. 廃棄物等の保管場所の位置及び構造等について

設置者は、廃棄物等の保管場所の位置、構造等を決定するに当たっては、大規模小売店舗の所在する地方公共団体における廃棄物等の分別の状況等を十分考慮するとともに、以下の事項を配慮しなければならない。

- 廃棄物等の保管施設の位置・構造等については、廃棄物等の種類ごと、処理方法ごとに分別して保管する等、搬出作業の利便の確保を図るとともに、中間処理及び搬出作業に伴う騒音、悪臭が周辺の住居等に与える影響を最小限のものとするように配慮するものとする。
- 特に生ごみを排出する大規模小売店舗においては、周辺への悪臭の発散等を防止するため、若しくはカラス等による廃棄物等の散乱を防止するため、保管施設の密閉性を確保するとともに、適正な温度管理の実施等防臭・除臭のための適切な対策を行うものとする。

#### 廃棄物等の処理について

設置者は、大規模小売店舗内の小売業者と協力の上、廃棄物等に関連する法令の規制に則って、周辺への悪臭や衛生上の問題に配慮しつつ、廃棄物等の運搬等処理に関し適正な施設の配置及び運営等を行わなければならない。さらに、廃棄物等の敷地内の処分、リサイクル等を行う場合には、これらの活動が与える地域の住民等への生活環境上の影響を十分勘案して、設備等の配置や運営を行わなければならない。

具体的には、設置者は下記のような措置を合理的に選択し、必要に応じ組み合わせて実施することが求められる。

イ. 廃棄物等を敷地外で処理する場合には、十分な運搬頻度を確保すること。特に、繁忙期等廃棄物等が大量に生じる時期等については、廃棄物等の保管容量を超えないよう必要に応じ運搬頻度等を増やすこと等について柔軟な対応を講じること。

ロ. 廃棄物等の運搬予定業者等処理業者の決定に当たっては、関係法令等に配慮しつつ、適正な処理が確保されるように適切な業者の選定を行い、廃棄物等の引き渡しについては、運搬予定業者等処理業者に対し、廃棄物の減量化及びリサイクル活動を推進するため、その性状等について必要な情報提供を行うこと。

ハ. 敷地内で廃棄物等を処理する場合(圧縮機等による中間処理を含む)には、そ

の具体的方法及び関連設備について関係法令の規制に従い適正に行うとともに、関連作業に伴う騒音、悪臭が周辺の住居等に与える影響を最小限とするような設備の配置や運営を行うこと。

二．店舗内の関係者及び関連事業者に対し、廃棄物等の運搬や処理が適切に行われるよう徹底すること。

#### その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方策について

食品加工場から発生する調理臭や排出される汚水からの悪臭の発散を防止するための関連設備の位置及び構造、廃棄物等を保管場所に持ち込むまでの小売業者による廃棄物等の適正な管理等、上記廃棄物等の保管や運搬、処理に関連して、生活環境上の問題を発生させるおそれがある場合には、かかる問題についても適正な対応策を講じなければならない。その際、併設施設の事業活動に伴い、悪臭を発生する可能性がある場合にも、同様の配慮を行うことが望ましい。

食品加工場からの調理臭や悪臭の発散を防止するため、具体的には、設置者は下記の措置のうち、必要と認められるものを合理的に選択し、必要に応じ組み合わせて実施することが求められる。

- イ．食品を加工する際には、換気扇・排気口等に悪臭原因物を取り除く機器を設置する等の対応策を講じること。
- ロ．住居に面する方向には、換気扇・排気口等の配置を避ける等の措置を講じること。
- ハ．食品加工場及び関連設備の定期的な清掃の実施等の措置を講じること。

#### （3）街並みづくり等への配慮等

大規模小売店舗は、地域の生活空間における中核となり得る施設であることから、従来から当該店舗が立地する地域において統一した色彩や外観整備による街並みづくりが継続して行われている場合、こうした取組を阻害することのないように調和を図るよう努めなければならない。特に、当該地域が景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観計画若しくは景観地区、地区計画若しくは風致地区が定められている地区又は建築協定若しくは景観協定が締結されている地区である場合には、これらに定められている事項に建築計画を合致させることはもちろんのこと、街並み形成に関する条例により当該地域が指定されている場合においては、この趣旨に沿うよう施設の配置や構造を工夫するよう努めることが必要である。また、大規模小売店舗の所在する地方公共団体等が策定する公的計画に基づいて、既に周辺地域全体として商店街等のアーケードの整備や街路に面する敷地の植栽等連続性を必要とする街並みづくりがなされている場合には、これら事業の効果を減殺することのないよう適切な協力をを行うことが必要である。さらに、屋外照明や広告塔照明を設置する場合には、その光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生ずることがないよう、照明の配置や方向、強さ、点灯時間に配慮することが必要である。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この告示は、平成十九年七月三十一日から施行する。

##### （経過措置）

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に大規模小売店舗立地法第五条第一項、

第六条第二項及び附則第五条第一項の規定による届出をした者に対する同法第八条第四項の規定による意見及び同法第九条第一項の規定による勧告については、なお従前の例による。

- 3 施行日から六月を経過する日までの間に大規模小売店舗立地法第五条第一項、第六条第二項及び附則第五条第一項に規定する届出事項のうち大規模小売店舗の施設の配置に関するものについては、なお従前の例によることができる。

<問い合わせ先>

長崎県産業労働部経営支援課

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

(TEL) 095-895-2650

(FAX) 095-895-2580